

第12回

大野郡5町2村合併協議会

公立医療施設総合検討専門委員会

会議録

第12回公立医療施設総合検討専門委員会議事録

開催日時	平成16年10月14日(木)午後8時50分～午前0時30分
開催場所	三重町大原総合体育館2F研修室
出席者	別紙
議 事	<p>議題</p> <p>公立医療施設総合検討専門委員会報告書について</p>
議 長	公立医療施設総合検討専門委員会 委員長 土 生 洋 一

第12回公立医療施設総合検討専門委員会出席者

区分	団体名・職名	氏名	備考
医療関係者	大野郡医師会長	土生 洋一	委員長
	大野郡医師会理事	藤島 公典	
	公立おがた総合病院長	野田 健治	
	清川村国民健康保険直営診療所長	竹下 英毅	
受療関係者	大野郡老人クラブ連合会長	廣瀬 義秋	
	大野郡PTA連合会副会長（母親代表）	石川 和子	
	大野郡5町2村商工会代表（朝地町商工会長）	森 俊樹	
	大野郡自治連合会会長（三重町区長会長）	平岡 徳三	
学識経験者	大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長）	三角 順一	
	公認会計士	後藤 素宣	
	大野郡東部消防本部消防長	牧 公成	
行政関係者	大野郡5町2村村長会代表（大野町長）	佐伯 和光	
	大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長）	生野 照雄	
	三重保健所長	安達 国良	
関係者	公立おがた総合病院事務長	三代 寿吉	
	清川村福祉保健課課長	後藤 政美	
事務局	合併協議会事務局 事務局長	赤嶺 信武	
	〃 事務局次長	倉原 浩志	
	〃 民生部会	内田 健児	
	〃 〃	関谷 隆一	
	〃 総務班次長	田北 厚生	
	〃 総務班	首藤 英治	

赤嶺事務局長

それでは大変遅くなりまして申し訳ありません。さっそく始めたいと思います。開会のごあいさつを三角先生の方からよろしく願いいたします。

三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））

皆さんこんばんは。時間が少しずれましたけれども、原案が無事に出来上がったということで、今日は第12回ということで大変区切りのよい回になったと思いますので、十分立派なまとめを今日中に仕上げただけであればありがたいというふうに思います。では、ただ今から開催致します。

赤嶺事務局長

続けて委員長のごあいさつをよろしく願いします。

土生委員長（大野郡医師会長）

委員の皆様、それから傍聴の方々、非常に時間がずれ込みまして申し訳なく思っておりますが、確認、非常に慎重に検討しました。これで十分というわけではありませんが、非常に長時間お待たせしたことを心から申し上げます。ここに、報告書におきましては、さらなる検討をよろしく願いしたいと思います。今日の議事録署名人は、慣例によりこちらでお願いしますが、森委員さんと生野委員さん、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」という声が聞こえる）よろしく願いしたいと思います。まず、簡単に説明をしておきます。審議の中で、報告書に関しては一本化という意見と、報告書と経緯説明の2つに分けるという意見がありましたが、私の希望もありまして、まず報告書、それと普通の経緯説明書という形を取らせていただきました。今、皆様のお手元には報告書が届いていると思います。経緯書は今、出来上がったものを今用意しているところで、しばしお待ちください。これをちょっと今、事務局の方に読んでもらいます。皆さん、目を通す時間がないと思いますので一緒に読んでください。それからご意見を聞きたいと思います。では事務局の方から、全部通して最初から読んでください。

赤嶺事務局長

それでは読み上げたいと思います。大野郡5町2村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会、平成16年10月14日。報告書。公立医療施設総合検討専門委員会は、大野郡5町2村合併協議会の付託によって、公立おがた総合病院ならびに清川村国民健康保険直営診療所が、公立の医療施設として担うべき役割、他の医療施設との連携・機能分担に関する事項、経営形態、地域医療のあり方と経営効率化について、平成16年3月から今日まで、12回にわたって審議を重ねてきた。時間的な制限の中で、審議が十分に尽くされたとは言いが、委員会として付託された事項について報告書をまとめたので、大野郡5町2村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会設置規程第6条により報告する。清川村国民健康保険直営診療所に関して。（1）中間報告にあるように、現行の設備・診療体制に基づき、初期診療および在宅医療の支援等を基本に医療・保健・福祉の総合提供、いわゆる地域包括ケアを基本的役割とする。（2）当面は国保直営診療所として、地方交付税算入額や、国保財政調整基金（特別調整交付金運営費補助）等を念頭に置いて、経営の収益性を上げるように努めるが、新市に移行後は直ちに病院評価委員会（仮称）にて民営化、公立おがた病院の付属診療所への移行も含めて経営形態を検討する。公立おがた病院に関して。（1）公立おがた総合病院は、地域住民の安心と安全を守るため、地域医療の充実に努めるものとする。そのため、地域にある医療機関との連携を深め、小児医療・救急医療・保健・福祉を含む包括的医療の充実に寄与すべきである。（2）地域医療確保のため、現行の診療体制を基本に県立三重病院等と連携を取り、相互に補完し合いながら政策医療・二次医療を担うこととする。特に小児医療・救急医療については、今後とも病院と診療所の機能分担を明確にし、病診連携・病病連携の理念の下、広域に及ぶ連携を積極的に推進する必要がある。（3）経営形態については、地方公営企業法全部適用（以下、全適と表記）を、新市発足より2年半以内に実施する。全適にすることは、現在の国の財政措置を考慮し、病院を取り巻く諸問題を自立的に解決し、経営責任を明確化でき、病院管理室の設置という負担はあるが、より効率的な経営を実現できる可能性がある。全適実施後、2年以内に経営が好転しない場合は、独立行政法人・公設民営等、さらに独立性を高めた経営形態を病院評価委員会（仮称）にて再検討する。（4）経費面では、最も構成割合の高い、給与費の抑制が最大の課題である。自立した経営に当たっては収支バランスを検討し、より中立性を図るため、職員給与の見直しを実施する。その他、外部委託、適宜適正な職員配置、非常勤職員等の柔軟な活用等、あらゆる経費節減の努力を検討・実施すべきである。なお、設備投資に当たっては、収益性を考慮し、経営上過大な負

担にならないよう努める。(5)一般会計からの繰り出しは、現在の基準ないしはそれ以下とする。繰出基準は定期的に見直す。(6)減価償却費等をその原資とする損益勘定留保資金は、繰り上げ償還等に活用する。

土生委員長(大野郡医師会長)

実はこれは、(6)の方なのですが、これは今日、皆さんにお諮りしたいのですが、これは議題としては残って、少し触れてはいます。しかしこの(6)は、最終的にまだ結論が出ていませんので、今日皆さんにお諮りして、結論がこれでよいということであれば、このまま載せます。もし皆さん、この(6)に対して反対であるということであれば、これは削除致しますので、後で審議をよろしくお願ひしたいと思います。はい。続けてください。

赤嶺事務局長

はい。続きまして「病院評価委員会(仮称)の設置」。「以上の報告事項を実施するための検証機関として、新市に病院評価委員会(仮称)を直ちに設置する。報告の具体的実施の監査・検証を趣旨とするが、具体的には全適への移行状況の検証、新市発足後の経営状況の把握・評価、経営改善策実施後の検証、さらに全適移行後もその経営状況を検証し、改善が期待できない場合はさらなる経営形態の検討・検証等を行う。また清川診療所の経営形態を含めた経営状況の検証も行う。具体的構成等の内容は、新市に委ねられることになるが、情報公開の理念の下に、地域医療確保の観点から設置者・管理者・民間関連団体を含めた、開かれた委員会が望ましい。以上であります。

土生委員長(大野郡医師会長)

この後、後で配布しますが、経過説明、経緯説明が付いております。まず、ここに書いてあることは(6)を除きまして、委員会で討議したことを一応書いてあります。討議して決まったことをですね。この結果について、委員の中での記憶をたどりまして、表記をたどりまして起案したのですが、もしこれは誤りであるとか、これは事実と違うということがあれば、まずその意見を聞きたいと思いますが。

藤島委員(大野郡医師会理事)

はい。

土生委員長(大野郡医師会長)

はい、藤島委員。

藤島委員(大野郡医師会理事)

まずその前に、この報告書の序文のところ「時間的な制限の中で」という言葉を使っていますが、これは具体的にどういったことを示しているわけですか。

土生委員長(大野郡医師会長)

この辺は時間が、12回の審議が、これだけ20億の予算を伴う、企業としてみてもそうですけれども、病院に対して、12回、かなりの議論時間ではありますが、この委員会で本当に具体的にどこまで検証できるかということは、非常に当初から疑問視されておりましたが、もうひとつは2月に開催予定で、非常に委員等の選択も含めまして、ずれ込みまして、月に1回の開催と。しかし後半になりまして、月に2回、最近では1週間数日の開催をしていますが、この辺の事情も含めた表現だということにしております。

藤島委員(大野郡医師会理事)

今、委員長がおっしゃったのですけれども、当初はその第7回の合併協議会、1月15日開催でこの専門委員会の設置が決まったわけですね。そういったことで当初、時間的な計画でいけば、大体2月の下旬に第1回が開かれる予定であったというふうに僕も聞いていますが、実際は3月17日ということで1カ月半、当初の開催が延びたという事実も、これは指摘しているということですね。これはもうあまり具体的なことをいわずに、こういうあいまいな言葉にしているわけですか。

土生委員長(大野郡医師会長)

具体的。これはいわゆる報告書の序文ですので、あまり具体的な事実は、理由の説明は避けました。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ではその「時間的な制限」というのは、われわれが制限したわけではないというわけですね。

土生委員長（大野郡医師会長）

そうですね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

そこはどちらかという僕ははっきりしてほしいと思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

これは解釈の中から、これは合併協、事務局の方を責めるわけではありませんが、現実的に私たちが時間制限をしたわけではありません。

藤島委員（大野郡医師会理事）

そしてもうひとつよいですか。ではそのところははっきり、今ここで議事録に残るような形で言わせていただいてもよろしいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、結構です。

藤島委員（大野郡医師会理事）

そしてもうひとつは、清川村診療所についてのところの（２）ですけれども、「当面は国保直営診療所として」ということなのですね。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

これは先ほど委員長がおっしゃった、前回討議して決まったと言いましたが、決して決まったというわけではなくて、いわゆる審議したわけではなく、いろいろな意見を皆さんが協議して、その中から拾い上げているということだったので、やはり僕は、できればこの「当面」という言葉はちょっとあいまいだと思うのですよ。ですから「新市移行後は国保直営診療所として」というのであれば分かるのですが、「当面は」ということは僕はちょっと少しあいまい過ぎると思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

新市。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「当面」とはどれぐらいのことを「当面」と。

土生委員長（大野郡医師会長）

そうですね。いわゆる藤島委員の意見としては「新市移行後、当面は」という表現。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「当面」が要らないです。

土生委員長（大野郡医師会長）

「新市移行後は国保診療所として」という表現で。

藤島委員（大野郡医師会理事）

そうですね。ですから要するに経営形態の形でいえば、僕は「当面」という言葉が非常にあいまいに取れるので、僕はぜひ外してほしいと思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。ではもう一回、確認します。ここの確認は、最終的には新市に移行し、この病院評価委員会で今後の経営を検討すると。それで決まるまでは、皆さんの趣旨としては、国保直営診療所としていくのが現実的選択でしょうというふうに解釈しております。もし違う方があればご意見をください。今の、その表現で「当面は」という表現が非常に、この報告書の趣旨は、まず先送りの結論は書かないように、それから年月日はできるだけ明示すること、あいまいな表現は避けるということを一応念頭に置いておりますので「当面は」というのを、これは省きまして「新市移行後、国保直営診療所として」というくだりに変えたいとのことですが、どうでしょうか。「新市移行後は（てん）」。よろしいですか。ではそういうふうに変えさせていただきたいと思います。

藤島委員（大野郡医師会理事）

もうひとつよいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それとこの文面を読むと、清川村診療所に関しては、これは「病院評価委員会（仮称）」と書いていますが、できれば病院と診療所を含めた何か、この専門委員会は「公立医療施設」という名前ですけれども、この辺、はっきり、病院だけではなくて、診療所も含まれるのだというような、評価委員会の案にしてほしいのですが。

土生委員長（大野郡医師会長）

どこですか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ですから「評価委員会」というのは病院だけしか評価していないように思われるわけですね。清川村診療所も評価するわけでしょう。多少、できればその辺、もうちょっと具体的な形で僕は、これだけでは病院だけを評価するように。

土生委員長（大野郡医師会長）

では「病院評価委員会」の次に「病院・診療所評価委員会」というふうに、「診療所」を付け加えればよいですか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それでもよいし、「公立医療施設」でもよいし。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「公立医療施設評価委員会」。どちらがよいですかね。「公立医療施設評価委員会」の方がよいですかね。ちょっとこれは簡単に聞きます。手を挙げて。挙手をしてください。「病院・診療所評価委員会」の名称がよい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

できれば病院。「公立医療施設評価専門委員会」として。

土生委員長（大野郡医師会長）

できるだけ短い方がよいと思います。私がこの委員会の名を、時々そういうふうに言うと。まだいまだに間違えます。

藤島委員（大野郡医師会理事）

要は病院と診療所、両方を評価するというのを僕は言葉の中に入れてほしいということですね。

土生委員長（大野郡医師会長）

では「公立医療施設評価委員会」。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それでいいんじゃないですか。病院だけではなくて診療所も評価していただく。

土生委員長（大野郡医師会長）

おそらく僕はこれで、藤島委員は病院評価委員会の機能をきちんと理解していると思いますが、名称としてやはり両方検討するという趣旨に踏まえてほしいという意味ですので、この「病院評価委員会」の仮称を「公的医療施設評価委員会」というふうに改定するか、「病院・診療所評価委員会」と改定するかということを探りたいのですが。一緒です。では「公的医療施設評価委員会」という名称に変更ということによろしいですか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「公立」でもよいし。

土生委員長（大野郡医師会長）

「公立」ですね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「公立」

土生委員長（大野郡医師会長）

「公立医療施設」ということにします。「公立医療施設評価委員会」と名称を変更します。はい。反対意見の方はおられませんね。おられますか。よいですね。はい。結構です。

藤島委員（大野郡医師会理事）

あと委員長、続けてよいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。よいです。

藤島委員（大野郡医師会理事）

あと、この文言を読むと、清川村診療所については「公立医療施設評価委員会」でもよいのですが、それは経営形態だけしか検討しないことになるのですね、この文章では。経営形態だけ。この文章のここだけを読むと。

土生委員長（大野郡医師会長）

そうですね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

実際この人件費の抑制とか収入増とか、そういったいわゆる経営改革のことも評価するわけではないのですか。僕はそう認識しているのですけれども、これを見ると経営形態しか論議しないことになっているのですね。この清川村診療所に関して、この文章を見ると。

土生委員長（大野郡医師会長）

いや、そうですね。これは、でも経営形態だけの検討ということではありません。はい。最後の方に病院評価委員会の理念を書いていますから、「また清川診療所の経営形態を含めた経営状況の検証も行う」と書いていますから、もしそれが明記が必要であるということならば「公立おがた病院の附属診療所への移行も含めて経営状況・経営形態

を検討する」というふうに変えても別に構わないと思います。ただ、後ろに一応付記はしてあります。

藤島委員（大野郡医師会理事）

あと、これを読むと、先ほどあいまいなとか先送りに取られる言葉は使わないと言われたのですが、この途中に書いている、いわゆる人件費を含めて経費の抑制ですよね。経営対策というのは収入増と経費の削減と2つあるわけですよね。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それについてもいわゆるこの評価委員会で検証等々するというこの、ちょっと補足内容の、僕はちょっとこれだけ読むと弱いのかなと思うのですね。具体的にやはり収入増や経費の削減、ましてやその経費の中で、もちろん人件費も含めてですけども、そういったことは僕はもうちょっと文章をはっきり書いていただいた方が、最後の病院評価委員会、「公立医療施設評価委員会（仮称）の設置」ということが、もうちょっと僕ははっきりうたえるのではないかなと思うのですよ。

土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっとそこのところは、小委員会の中でも少し問題になりました。というのは、評価委員会の位置付けなのですが、正式にはこの案が通りますと病院管理室が出来ます。ですから経営全般にわたっての責任者というのは病院管理室ということになります。また管理室長が、管理者が、病院の経営ということには責任を持って当たるということになります。ですから、ここにさらに病院の増収とか経営方針に対して、この病院の機能評価委員会にあまり権限を任せますと、これはどちらが主体なのかということと、この辺は非常に経営ということに関して外部団体があるということは、メリットもある代わりにデメリットもありますから、あまり、検証ということを主体にした方がよいのではないかなというふうに一応話はなっていて、こういう表現になったのですね。ですからあまり経営戦略に関しては、やはり管理者の責任の明確化という意味でいえば、やはり病院管理者にかなり一任するというか、責任を持たせる。逆に、かえって二分しない方がよいのではないかなという。はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それはもう誰が考えても責任はいわゆる病院管理者であるわけですから、それは当然のことですよ。それは評価委員会が出来たとしてもそこに責任を負えというのは無理な話で、いわゆるこれはチェック機能でしょう。いわゆるチェック機能だと僕は認識しているわけなので、そこのところは、いわゆる人件費の抑制はきちんと進んでいるのか、経費の削減が進んでいるのか、また収入増の対策がうまい形でいっているのか。その検証を行うということを僕ははっきり明記した方がよいのではないかなと思います。それともうひとつは、やはり結局、合併して病院がこういう形になるにしても、やはりこれは情報開示、情報公開という理念は非常に大事だと思うので、ちょっと書いていますけれども、ちょっと言葉が僕は弱いのではないかなと思うので、いわゆるこういう評価委員会もできれば僕は公開で委員会をするべきだし、資料も基本的に公開にすべきだし、または新市の市長や病院管理者は、その委員会から求められた資料は速やかに情報公開の理念にのっとって提出すべきだし、そういった形で僕はもうちょっと、この評価委員会というのはかなり評価を任せているわけですから、僕はもうちょっと明記した方がよいと思うし、僕はすべきだと思うし、ちょっとここは少し僕は、先ほど委員長が言った趣旨のところはちょっとあいまいだと思います、僕個人は、もうちょっと具体的に書いてほしいと僕は思います。せっかくここまで皆で論議したことなので、できれば今日が大事なのですが、もうちょっと文言をはっきりしてほしい。特に「委員会が望ましい」などということではなくて、これはもう公開すべきだと、基本的に、情報開示の理念にのっとって委員会も公開、資料も原則的に公開。もちろん個人情報保護法もあるでしょうけれども、そこに掛かるところ以外は僕は公開にすべきだと思いますよ。やはり病院が新市に移っても、病院の経営というのはやはり皆さんの、一般住民の方々の興味はあるわけですから、非常にそこに疑念を持っているからこういった話になって、この専門委員会も行われているわけですから、今後もやはりそこは僕は住民不在ではなくて、住民が主体であるという考えでいけば、僕は全面公開にすべきだと思いますが、委員長。

土生委員長（大野郡医師会長）

この文章作成に当たって、この委員会の設置の経緯をいいますと、この会はもちろん公開ですからよいのですが、

この文章は、もちろんそれは理想といえ、そういう方向性というものを明記した方がよいということですが、この病院、先ほど言った「公立医療施設評価委員会の設置」については、かなり、設置だけの規程だけでよいという意見から、今、藤島先生が言われたように、具体的内容をかなり併記すべきだろうという意見まで、かなり出たと思います。その中でこれをまとめるに当たって、やはり少なくともこの委員会が問題にしたことに関しては、検証・チェック機能は入れようということは皆さん同意を頂いたと思うのですが、それ以上の公開の範囲とか委員の構成等、あまり現実的に全部規定してしまうと、新市の市長の身動きが取れないというので、ある程度は新市に移行したときの自由採択の限度を残そうというふう結論は出ているのでこういうまとめになりましたから、もし公開、もちろん当然常識として、この委員会に対して病院が資料を公開して検証するわけですから、それはもう前提だと思いますが、この委員会を公開して、いつもいかなるときも全部資料を一般公開するかどうかということは、これは今の段階でそこまで規定してしまうことは、皆さんが賛成であれば、それは僕もこれに併記してよいと思いますが、それは前回までの審議事項にまだ確定意見にはなっていないので、それをもしするのであれば、一応ここで皆の意見を聞いてからということになります。

藤島委員（大野郡医師会理事）

もちろんそうですよ。審議ではないわけで、いわゆる意見を皆さん聞いて、協議して、皆さん納得の上でしているわけですから。審議ではいわゆる皆、手を挙げて。

土生委員長（大野郡医師会長）

ただ、この委員会は検証・監査機能を持たせている以上、この委員会に対して病院側が資料を公開をすることは、もうこれは前提だということに。明記しても構いませんが、前提だということにやはりなりますね。それを前提にしないとチェック機構は働きませんから。この委員会に対してチェック機構・情報公開をするということはもう大前提だと。

藤島委員（大野郡医師会理事）

できれば、ではそれも文章に入れてください。

土生委員長（大野郡医師会長）

分かりました。それは構いませんが。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ただ、僕が言ったように、やはり住民主体の考えでいくと、やはり住民の方々にも、委員会を含め資料を僕は公開すべきだと思うし、それを公開しないという理由があれば教えてください、逆に、反対に公開しなくてよいという人がもしあれば、その意見を、理由を述べていただきたいと思いますが、情報公開をしたくないというのであれば、意見をもらってくださいよ。僕はやはりそういう形ではっきり明記すべきだと思います。あいまいなことは書いてほしくありません。

土生委員長（大野郡医師会長）

一応、要点を整理します。この委員会に対して情報を公開するという事は、これは一応共通のコンセンサスとして扱ってほしいですね。当然そうでないと、この委員会の機能は働きませんから。ただ、では次に、この委員会に提示したことを情報公開をするという基本的。藤島先生、あれですか。この委員会を公開するという意味ですか。それとも委員会の資料を公開するということですか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それは現にこの専門委員会でもそうでしょう。委員会自体を公開し、資料も公開するという事で原則としてやっているわけでしょう。それだけこれは住民の方々、それだけこれに対して問題意識を大きく、問題意識を持っているわけですね。それは合併後もそうだと僕は思っているわけですから、同じような形でしていただくのが一番、筋として正しいのではないかと。ですからもしそれに反対意見の委員の方がいければ、委員長、ぜひ聞いてくださいと言っているわけです。

土生委員長（大野郡医師会長）

ではこの公立病院専門家委員会を、公開ないし資料の公開ということを前提にやるということに対して、ちょっと意見を聞きたいと思いますが、反対だという意見があれば、はい、佐伯町長さん。

佐伯委員（大野郡5町2村町村長会代表（大野町長））

私も藤島委員さんの情報公開に当然賛成でありますけれども、ここでは、この委員会でしたね。「具体的構成の内容は新市に委ねられることになるが」ということですから、この構成の内容につきましては、これは情報公開の理念の下にということがありますし、「設置者・管理者・民間関連団体を含めた、開かれた委員会が望ましい」というのは、これは委員会の構成のことをいっているのだと思いますけれども、やはりこの委員会の構成につきましては、新市の市長の権限に属するものであります。あえてここで、やはりこういうふうな、できるだけこういうふうな開かれた委員会にしていっていただきたいという意見を述べたもので、これはこれで私はよろしいと思います。それと今、委員さんが言われております情報公開。この委員会については情報公開をして、やってほしいということは二通りあると思います。ですから私も、この委員会の情報を公開するというについては別に構いませんから、何かそこに文章を入れられれば、それは別に構わないと思います。この意味の「開かれた委員会が望ましい」というのは、これはこれでよいと思います。これだけしかないというふうに思います。以上であります。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

はい。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、では平岡委員さん。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

「大野郡5町2村合併協議会における協議再開のための申し合わせ事項」の最初の項に、「1、徹底した情報公開を行うこととする」というふうな文面がありますから、これはもう、そういうことを議論すること自体がおかしいのであって、われわれ委員会とか、次につくる委員会ではないですか。主権在民ですからね。それは私は藤島委員の言われるように、やはりこういう条文は、こういう趣旨に沿って直すべきである。かように考えます。

土生委員長（大野郡医師会長）

藤島委員、追加発言はありますか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

言ってしまうと、新市の市長が全部決めてしまうというのは、それはその通りなのですが、全体観として、5町2村の合併協議会の中でこういった問題を協議する中で、この専門委員会があるわけですから、やはり僕は新市に気兼ねなく、市長に気兼ねなく、僕ははっきり明記すべきだと思います。ですから逆にいうと、具体的な構成等の内容を新市に委ねるのは、それは分かっているけれども、そこのところはやはり僕はそういうことを書かずにはっきり明記すべきだと思いますよ、委員長。ちょっとここはかなりあいまいですよ、それは。ですから「具体的構成等の内容は新市に委ねられることになる」なんて、こんなことを僕は書く必要はないと思うし、はっきり情報開示のことに關しては、委員会を含め、資料を含め、一般住民の方々を含め、ましてや委員の人たちには当然やるべきで、そういうことをはっきり明記して、僕は今言った平岡さんと同じ考えで、はっきりしてほしいと思います。だって、情報開示をしたとしても、何ら困ることはないはずなのですよ。何か困ることであるのですかね、それ。僕は逆に聞きたいぐらい。なぜ全部新市に委ねなくてはいけなのですか。具体的に、構成等。僕はここで決めてよいと。専門委員会は僕はそういう位置付けであると僕個人は認識していますから、何らこんな。委員長は先ほどあいまいなことは書かないと言いました。これはあいまいですよ、かなり。僕に言わせたら、もっとはっきり書くべきですよ。はっきり書いてはいけないとか、情報開示しなくてよいとかいう意見があれば言ってください。

土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっとよいですか。この条件があいまいであるかという非難は結構だと思います。ただし前回の委員会で、この公立医療施設評価委員会の大体の案件というのは、ほぼ共通事項として3つです。その3つは最低限入ったわけですから。その時にもし討議で原則公開とするということが出ていけば、それはそれでよいですから。私は別に反対して

いるわけではない。ここで皆さんが原則公開とするということを了承してくれば、これは付記します。反対はしておりません。これは皆さんの意見ですから、皆さんがOKと言えば、それはぜひあれです。しかしただ一点、委員会の中に対する資料の公開というのは、これはもう論議するまでもなく公開が前提ですから。もし公開ということなのであれば、この委員会を一般公開ということで、今、話を聞きたいと思います。よろしいですか。この公立医療施設評価委員会を公開すると。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、それプラス、資料も原則公開にしてくださいね。

土生委員長（大野郡医師会長）

原則公開。資料原則公開。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

「原則」も要りません。

土生委員長（大野郡医師会長）

これは私も、正論では「原則」は要らないと思うのですけれども、透明性ということとは原則で足りるけれども、私も経営者の立場ですから、何が何でも全部原則抜きで公開ということはやはりちょっとあまりにかわいそうだと、個人的には思いますから。

藤島委員（大野郡医師会理事）

この専門委員会もそうでしょう。委員が公開と認めたくないようなことを公開しないでいいと、確かありましたから。あと、また個人情報保護法案が来年から施行されるわけですね。そういった個人情報が漏れるようなこととか、資料によってはですよ。そういうものはやはり公開すべきではないわけで、ある程度それは法律はできるわけで、施行されるわけですから、来年4月から。そういった意味で僕は「原則」ということを申し上げているわけで。

土生委員長（大野郡医師会長）

ですからこの委員会が、例えば評価委員会が公開を原則としては非常に問題があるという場合もあると思いますから、何が何でも全部公開というのはちょっと厳しいのではないかと思いますので、その辺は少し、「原則」という言葉を入れてあげてもよいと思うのですが、どうでしょうか。必ず、こういう経費の問題についても、個人の所得というのが必ず絡んできますから、どこまで公開するかというのはやはり難しいと思いますが、どうぞ、平岡委員さん。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

そう書いても、やはり秘密にする事項はあるから、もう勝手に秘密にしますよ。政治家に聞いてごらんさいよ。お金をもらったけれども、絶対そんなことはしません。いつも検察の手が入るではないですか。それは、その辺のところはそう書いておいてもよいですよ。

土生委員長（大野郡医師会長）

とりあえず諮ります。この「公立医療施設評価委員会」は原則公開、「会議および資料を原則公開とする」。よろしいですか。反対意見の方。はい。では一応そういうことに付記することに致します。はい、藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕が前回発言した、「外部監査制度の導入」という言葉がどこにもないのですが、その監査という言葉だけがありますよ。上からいって、「報告の具体的実施の監査」というのはあるけれども、いわゆる「外部監査制度の導入」という言葉がどこにもないのですよ。これはどこにいったしまったのですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

「外部監査制度の導入」というのは予算の問題もありまして、意見としては尊重するけれども、報告書の中に載せるかどうかということでは、付帯意見ということですので、これは経過の中に、結論の中に入っています。

藤島委員（大野郡医師会理事）

できれば僕は外部監査制度の導入の検討をしてほしいと思うのですよ。

土生委員長（大野郡医師会長）

そうですね。そこはちょっと後で検討を。ちょっとそれは経緯の説明のところを見て、こちらに入れてほしいかどうかということの後で検討しましょう。

藤島委員（大野郡医師会理事）

分かりました。あと、その他の面に関しては、僕はこういった内容で後はよいのかなと思うのですけれども。

土生委員長（大野郡医師会長）

ではちょっと今の、多分藤島先生の趣旨たるものが少し弱いのかもかもしれませんが、こちらにちょっと話は変わりますが「委員会の最終報告に至る経緯」。2枚目になります。この2ページ目の真ん中ぐらいに、「その他」に「外部監査制度の導入、および病院管理室の管理者の公募の意見があった」という、多分藤島委員に言わせれば弱いという意味でしょうが、そこに一応書いてはあります。「報告書には採択しなかったが意見として付記する」と。

藤島委員（大野郡医師会理事）

意見では弱い。

土生委員長（大野郡医師会長）

ではこれを皆さんに諮ります。これを報告書の中に。はい。外部監査制度および管理室の管理者の公募に関して、これは決定ではありませんが、検討するという事で報告書の方に載せてほしいという意見ですが。反対の意見の方。はい、佐伯町長さん。

佐伯委員（大野郡5町2村町村長会代表（大野町長））

管理者の公募の意見ということで、公募を、これは募集の仕方ですね。管理者の設置の仕方についてですが、これはどういうやり方でやりなさいということについては、これは。これもまた、そこまで縛るといことは、われわれでは無理があるのではないかというふうに思っております。これは内部組織、自治法の158条、または174条等々ですね。これは「首長の権限等」の中にありますけれども。そういうふうに、どういう形であるのかということは専属の権限であります。ただ、意見として、これは公募したらどうかという意見があったということについて、この委員会で意見を申し上げるということについては、それは私も構わないというふうに思っておりますので。これ以上には無理があるのではないかというふうに思っております。外部監査制度の導入についても、これは検討をしてほしいという程度なら、それは構わないのではないかと思いますけれども。これを義務付けて送るということにも無理があるのではないかというふうに思っております。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、平岡委員。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

私は、現在の市町村の監査は、議会の同意から要ると思うのですが、監査委員が2名だと思うのですが、そういう方が監査しているわけですね。ですから町の場合もかなりの金額でありますけれども、これはやはり病院経営というのは営利行為ですからね。行政の行為とは違うわけですから。そこでやはり公認会計士、弁護士とか、そういう監査事務に精通した人物を、多少の金が掛かって、きちんと入れた内部で、外部から要求されるのではなくて、内部でそういう体制を整えることの方が大切ではないかというふうに考えますが。

土生委員長（大野郡医師会長）

確認しますが、病院の中で公認会計士等の評価を受けるという、これは現在やっていると思いますけれどもね。そういう普通の意味での会計監査ですね。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

はい。

土生委員長（大野郡医師会長）

ですから、今の平岡委員さんの意見は外部監査ということですか。それとも内部の監査、普通のいわゆる常識的な監査という。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

そこを明確に言えば内部監査で結構ですが、もっとやはり透明性のある監査ができるように、今のが透明性がないというわけではありませんけれども、やはりもう少し充実して、そういう専門家を入れてそこで検討をされることを私は強く表記してもらいたいと考えます。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

平岡さんご自身も、僕の趣旨も、言っていることはまったく一緒なのですが、ただ僕が言いたかったのは、地方自治法にのっとった外部監査制度ということで、これは法律にきちんと明記されているわけですから。それにのっとった外部監査制度の導入を検討してほしいということで申し上げているわけですよ。先日、後藤会計士さんから、数千万円掛かるといわれたけど、おそらくこれは規模の問題だと思うので、いわゆるそれはおそらく政令指定都市とか、県とか、そういう大きなキャパの自治体の監査でそういう数千万掛かるのですけれども、これはいわゆる20億の病院ですから、おそらくそこまで僕は掛からないのではないかと思うので、そういった意味も含めて、具体的な費用もあるわけですから検討してほしいということを僕は明記してほしいということを今、希望しているわけですから。反対の方の意見等あれば聞いていただいて、また僕も考えますけれども、その外部監査制度が入って、いわゆる僕はずっといってますが、これ、公開ですね、こういった資料は、実際、大分県などではホームページで公開しているのです。三重病院の監査とか、佐竹先生がやっていますね。県病監査とか、全部ホームページで公開しているのです。こういう外部監査制度を導入すると、ある意味、そういった形で、情報公開の理念からも僕はぜひ導入するべきだというふうに思いますよ。

土生委員長（大野郡医師会長）

あれではないですかね。本当に予算ということと、必然性があれば外部監査制度は十分に検討に値するかもしれませんが、お金が伴うことで、経営が今、野田先生ごめんなさい、経営現状が問題になっている病院にお金が掛かることがどれくらいあるかというのは難しい問題があるので、もしどうしても、今、平岡委員さんと藤島委員の妥協案を取れば、この公立医療施設評価委員会の中に会計専門の委員を1名置く。その委員の、その委員会の検討により「今後必要があれば、外部監査制度の導入を検討する」という項目を入れた方が、より現実的解決ではないですか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それは費用が掛かる掛かると皆さんがおっしゃるのですけれども、どれくらい掛かるのかはまず全然分からないわけですよ。ましてやいわゆる経費削減等々の意味でいえば、それを上回る経費削減ができる可能性もあるわけですからね。そういうことを検討していると僕は言っているわけですから。あまり費用うんぬんとかで言っても、いくらかというのは僕も分かりませんから、大まかな話はやめて、ぜひ検討してほしいということで。文言は、今、委員長が言ったような形のひとつの意見だろうと思うのですけれども、僕はぜひ外部監査制度の導入ということを、明らかにうたってほしいと思います。この委員の中にそういった委員を入れるということによいのですけれどもね。絶対に僕は評価委員会と外部監査制度がうまくリンクしてチェック機能を果たすことによって、いわゆる経費削減等が、僕はさらに進むのではないかと申し上げたいわけですから。

土生委員長（大野郡医師会長）

これはちょっと失礼な発言だと思いますから、あまりちょっとあれですけれども、万が一、おがた病院が非常に経営的に、失礼ながら不透明であると。ここを突っ込んだら相当、突っ込んだら経営の中で、経営収支を改善する金銭などが出てくるといった可能性があればやるのだけれども、今の現時点で外部監査制度をすぐ導入していくほど、その

経営状態に対するメリット・デメリットがあるかというところはどうですかね。この前、後藤先生は何を監査するかというのがひとつの問題というけれども、この場合、費用を投じてまで、今の現時点でおがた病院に外部監査を導入する、今すぐですよ。将来的にはしなければいけないかもしれないけれども、導入するメリットというのがはっきりしないと。

藤島委員（大野郡医師会理事）

現実的におがた病院で内部留保金を使って株に投資したと新聞に載っていたではないですか。医師の麻酔の全麻の手当てについてもちょっとおかしいのではないかという話が新聞に載っているではないですか、現実的に。違いますか、委員長。それは事実ではないのですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

ええ。事実です。

藤島委員（大野郡医師会理事）

これは透明性が高いわけですか。そのことは。

土生委員長（大野郡医師会長）

いえ。それは非常に問題がありますね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

そういう事実があったわけでしょう、現実的に。過去に。おがた病院の中で。僕はそういうことも含めて外部監査制度ということを上申している。実際に外部監査制度はまず導入したいか、いわゆる単価設定だと、確か出た話ですよ、当初。そういうことをチェックしようということで、これは今言った自治体等は、県や中核都市や、政令指定都市が同意したわけですよ。平成10年か、11年から。

後藤委員（公認会計士）

確かに外部監査制度というのは、住民からの要望があったり、それから議会の承認があったときにやります。ただ、会計監査とは意味が違いますけれどもね。要するに、決算をするというのは外部監査ではないのですけれどもね。ですからそこは間違っはいけないのですけれども、外部監査というのは要するに合議制とか、法律に合っているかどうかということ監査して、決算についてということはないのですけれどもね。ですから決算についての監査というのはまた別ですよ。それと事務の人に聞いたのですけれども、公開の問題ですけれどもね。公営企業法と、それから地方独立行政法人との評価、公開の可能性があるという、私の資料によると、一部適用とそれから公営企業法の全部適用では非公開というふうになっているのですが、それはどうなのですかね。

土生委員長（大野郡医師会長）

公営企業法の中の全部適用で、資料の公開ということは非公開になっているのではないかという確認ですか。

後藤委員（公認会計士）

ええ。資料ではなくて、行政コストと書いてありましたからね。行政コストとなると、そういう公開の場で討議するという、確かに公開というのが、要するに結論を公開するとかいうのはよいと思うのですよ。こういうところで公開するという。ここはどうなのですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

財務表ということですかね。

後藤委員（公認会計士）

そうですね。

土生委員長（大野郡医師会長）

確かに財務表の完全公開はできなかったような気がしたけれども。ちょっと僕も確認しないと、記憶が定かではな

いですがけれども。財務表の一般公開はちょっと難しいような気がするけれども。ちょっとこれは確認してもらいます。

倉原事務局次長

すみません。経営コスト資料という。

後藤委員（公認会計士）

そうですね。これは、地方独立行政法人の中に中期目標とか中期計画、財務諸表、評価結果、給与基準等、広範囲な内容の情報が公開されるという意味で、他の経営形態より開示が進んでいるというふうに書いていたものですからね。それは間違うと悪いと思ひまして、今聞いているわけなのですよ。

倉原事務局次長

地方公営企業法においても当然のことながら、議会の承認を予算上、得ます。必要でありますので。また決算の、決算調書の作成、そういったものは、これは当然出さざるを得ない。原則公開の資料と考えておりますが。ちょっとその経営コストの資料というのは、ちょっと具体的にどのレベルまでいくのかというのは分かりませんが。一般論で申し上げますと、先ほど藤島委員からお話がありましたように、情報公開という理念からいけば、原則、情報公開。ただし個人情報保護や、政策意思形成過程のものについてはこれを対象としないというのが、ごく基本的な話になりますので。ちょっとその経営コストがどこまでというのが分からないので対応できません。すみません。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。では、藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

これは撤回されましたが、第20回、21回の合併協の中で山中町長が、数字は秘密だと、おがた病院の。これは野田先生もこの専門委員会でおっしゃったのですが。基本的に秘密だとおっしゃったのですよね。

土生委員長（大野郡医師会長）

企業秘密。

藤島委員（大野郡医師会理事）

うん。企業秘密とか数字が秘密とか、言葉とかいろいろあるけど、そういった形でおっしゃっているので、その辺が今、事務局がお話されたことと、いわゆる地方公営企業法に乗るととの公開が原則ですよね。その辺のところがちよっと僕は、その辺、感覚の違いというか、そうすると感じたものですから。ぜひ僕は情報公開の理念というのを大事にさせていただいて、ぜひ僕は文言に織り込んでと、そういったこともあるわけで、この専門委員会の経過の中のひとつとしてですね。そういった意味でいうとこの外部監査制度というのは、これは基本的に先ほど言った三重病院等も全部ホームページで公開しているわけですね。何度も言うようにこれは、やはり住民の方々の、合併後もやはりそういった意味では大きな注目を持っていく内容だと、病院のことについては思っているわけですから、そういった意味で文言は、やはりはっきり分かるような形にしてほしいという意味で、何度もこういった形で申し上げているわけですから。実際、先ほど言った、株に投資した話とかあったわけでしょう。裁判までなっているわけですよね。これは情報開示でいくとどうなのですか。これは情報開示していれば、もっと早く分かったのかもしれないですね。こういった形に関しては、外部監査制度があればもっとはっきり分かったのかもしれないのではないかと。僕はそういう意味で言わせていただいているわけですね。はい。

土生委員長（大野郡医師会長）

この中で、先ほど言ったように、この評価委員会の中に会計専門の委員を入れるということは、これは私もひとつ妥協案として、また同時に、内部のそういう会計監査というのはきちんとしっかりやるということは、もうこれは当然の話だと思います。ただ現時点で考えると、外部監査を報告書の中に「導入する」という断定的表現はかなり。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ですから「検討する」と。

土生委員長（大野郡医師会長）

そう。導入を「今後必要があれば検討する」という。

藤島委員（大野郡医師会理事）

必要があればでなくて検討する。

土生委員長（大野郡医師会長）

ではちょっと皆さんに諮りましょう。

藤島委員（大野郡医師会理事）

外部監査制度も聞いてくださいね。

土生委員長（大野郡医師会長）

それがもう少しいけない、それは難しいという意味で反対意見も述べてほしいし、もちろん賛成意見もそうですが、外部監査制度の導入、ないしは、別にしましょう。管理室長の公募を「今後検討する」と。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「今後」ではなくて「検討する」。

土生委員長（大野郡医師会長）

「検討する」。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

管理室長というのはどこから出るのですか。管理者ではないのですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

管理者です。ごめんなさい。管理者。

後藤委員（公認会計士）

藤島先生、先ほど言った、会計監査のこと、外部監査、どちら。

土生委員長（大野郡医師会長）

もう先生、内部の監査はもう当然のことです。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕が言ったのは、外部監査制度の導入です。

後藤委員（公認会計士）

外部監査ではなくて会計監査。

藤島委員（大野郡医師会理事）

いや、ですから包括的監査というのですね。僕が言っているのは。

土生委員長（大野郡医師会長）

しかし、これはちょっと外部監査の場合でも公開するということですが、実質的にはおがた病院の場合、外部監査を導入しても監査する内容というのはある程度限定されてしまうというか、あまり多岐にわたる15年度の監査というのはあれですけども、その包括的監査という意味でやるという意味。

藤島委員（大野郡医師会理事）

いわゆるそれは収支の問題から、いわゆる経営戦略の問題から、その辺のところの分析を、今言った公認会計士や

弁護士や税理士や、会計監査院のOB等の人たちの専門家がやるわけですよ。いわゆる本当にそういう会計に関する専門家がそういった観点でやるわけですよ。これが外部監査制度の趣旨です。いわゆる素人のわれわれがやる監査ではないわけです、委員長。

土生委員長（大野郡医師会長）

分かります。ただ、日本でそれだけの本当に実力を持った監査会社というのはかなり限定されると、今、日本の中で本当にそういう専門集団として、経営戦略から含めて監査ができるということは、かなり限定されるのではないですか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、では大分県の監査の報告書を読みましたか。佐竹さんなんかの書いているやつ。県立三重病院の。かなりのことをきちんと書いてくれていますよ。これはやはり現に、大分県でも監査制度が入ってやっているわけですよ、ここもう数年。実績があるわけです。ここ5年間もやっているわけですから。それはもう5年間もやっていて、彼らはそういう何人が、大分の公認会計士さんをやっているわけですからね。それはもう5年、経験を積んでいるわけですから。いないという前提で言うのは、僕はおかしいと思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

それに対して、そういうまともな監査を数百万を掛けて、どの程度の間隔で実施していくのか。せいぜい、僕は安くても数百万だと思えますがね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それは分かりませんが、憶測でどう言ってもしょうがないので。ですから検討してほしいということで何度も言っているわけです。費用面も含めて。

土生委員長（大野郡医師会長）

僕が、実をいいますと、今度おがた公立病院の監査の問題をちょっと個人的に調べたら、400万~500万というぐらいでしたから、おそらくそれを、1000万はいかないでしょうけれども、やはりその辺のひとつの線ではないですかね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

いや、ですからそれで何もなければよいのですが、前も言ったように、それを上回るような経費削減、または株だ何とかだという話がね、分かるわけです。きちんとやれば、僕が言いたいのは、

土生委員長（大野郡医師会長）

これは、どちらにしても、するというのは当然ちょっと難しいと思いますから。どうですかね。「検討する」と。外部監査・公募を「検討する」というところが、せいぜい妥協点かなと思いますが。はい、坪山先生。

坪山委員（大分県立三重病院長）

今、一生懸命理解しようとするのだけれども、僕らも外部監査をしましたけれども、ある日突然、三重病院に監査が入りますという形になるのですね。それがどういうプロセスで、いわゆる監査が入るといつてきたのか分からない。いわゆる藤島先生の、地方自治法でいきますよということになると、新市になってもその地方自治法で外部監査を導入しなければいけないのではないのですか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それは先ほど言ったように、県と政令指定都市と中核都市ということで、これが今のところは法律では決まっております。はい。ですから検討してほしいということは何回も申し上げているわけです。

土生委員長（大野郡医師会長）

後藤先生。

後藤委員（公認会計士）

藤島先生が言ったように、包括外監査という、個別監査というのがあります。市の方に個別監査、例えば中核都市、三重病院の場合は、公認会計士ではなく外部監査人に、県が外部監査人に依頼します。外部監査人が病院を選んだときに、病院の方の監査に行くわけです。また違う箇所、税務関係の所に行くのであれば、そこに行きます。そういうふうにして、病院監査が当たったからおたくの方に行ったわけですね。それを包括外部監査という。住民が何かの要望があったりして個別監査をしてくれということになると、議会でそれを取り上げて決定して個別監査というのは、ある一定行為の監査とはまた別です。ですから新市になって、新市の方でおがた病院も外部監査をしてくれということになると、普通の外部監査をするということなのですよ。それはもう議会等で決めることなのですから、よいですか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ですからそれは議会等で、議会からの監査請求があるやつとか、いわゆる選挙人からあるやつとか、いわゆる町から監査の請求があるとか、住民からの監査の請求、それは個別外部監査ですよ。それは形がどうであれ、いわゆる外部の、いわゆる僕らは素人ですから、専門家の先生方に、そういう専門家からしていただくという形。法律でいえば、今、地方自治法で、包括監査に関して僕が今言った3つが、法律が義務付けられていますね。義務付けられている。そうではなくて義務付けられていなくても、そういった方々をお願いしてやれば僕はどうだろうかということ提案させていただいて、それを検討してほしいと言っているわけです。導入すると、そんなおかしなことを言っているのではなくて、検討していただきたいと言っているわけです。ぜひ、できればそういう外部監査と評価委員会がうまくリンクすれば、もっといろいろな意味で僕はよい方法でおがた病院、または清川村診療所ができてくるのではないかなと思っているわけです。

土生委員長（大野郡医師会長）

どうでしょうか。「検討する」という条件で。反対の方はおられますか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

あと、もうひとつよいですか。委員長。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

その公募の件もそうです。ですから外部の方もどうぞ公募していただいてよいのではないですか。公募の中に入ってきていただいてよいのではないですか。今いう、緒方町の方、それから三重町の方。それはもう自由ですから。公募というのはそれが原則ですから。つい、ですからこの間も言ったように、県の看護協会等も公募になっていまして。ですから公募ということは決して荒唐無稽なことではないわけで、これも検討してほしいと言っているわけです。前にも言ったように助役を募集したり、学校の校長さんを募集したりもいっぱいしているわけですからね。もちろん社長を公募しているところもありますけれども、中には、

土生委員長（大野郡医師会長）

今のアメリカみたいに、能力評価とヘッドハンティングが常識の世界での公募と、今の日本の現状の社会の公募というのは、ちょっと若干ニュアンスが違うとは思っています。原則論でいえば、公募というのは非常に広く人材を求めるという意味では確かに優れた方法だと思います。ところが、今そういう評価機能に関することなのですが、日本で何が一番育っていないかということ、そういうものに対する評価基準、評価メソッドというか、その手法は、はっきりいってかなりお粗末なのが現状なのですね。ですから日本の場合、公募制度ということを導入することになると、形は公募なのですが、ほとんど何人が募集して、あなたにしようということはないわけで、大体その人の経緯・経歴・実績等を評価して、公募の形は取っているけれども実質は内定というのが、悲しいかな、今の日本の現状だと思うのですが。これは検討することは、決して広く人材を求めるということを否定すべきではないと思うのですが、では現時点で公募をしたときに、例えばどこかから来た人が、本当に優れた経営能力があればよいのですが、これだけ社会状況が変わったときに、もしその人を選んだ人の責任という追求の形が出たときに、どれだけ本当の公募のメリットが稼動するかということも少し考えて入れないと。制度の素晴らしさというのは非常に僕も理解しているの

すけれども、現実選択のときにどうするかというのは、かなり。あまり強い要求はしない方がよいのではないかというか、と思うのですけれどもね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ですから再三言っているように、検討してくださいと言っているわけです。それを決めるのは市長の責任であり、決めた後の結果についても市長の責任ですよ、それは。それはもう当然ではないですか。ただ、僕は検討してくださいということを再三お願いしている。いろいろな、マイナスの部分を論議してもしょうがないと思うのですね。プラスの部分も含めてこれを検討していただきたい。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、では三角先生。

三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））

先生のおっしゃることはよく分かるのですけれども、ただ、ここに病院評価委員会が主として出来ますので、その中で十分そういった、第二、次のいろいろな検討というのは、この中に盛られていくことになりませんか。ですから、私は評価委員会にそういう機能が十分含まれているような気がするのです。ですから改めて、どこか文面に入れなくても、機能としては十分果たせませんか。果たせるような気がするのですけれどもね。この評価委員会ね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

やはり明記しなければ僕はまったく含まれないと僕自身は。

土生委員長（大野郡医師会長）

では、あまりこの問題が長引くのはあれですので結論を出します。これを評価委員会の中の検討事項として入れる。そこでどうですか。ですからこの評価委員会の機能の中に入れる。この公立医療施設評価委員会の中で「管理者の公募、ないしは」。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「ないしは」ではなくて「ならびに」。

土生委員長（大野郡医師会長）

「ならびに」。すみません。「ならびに外部監査制度の導入の検討をする」。はい、どうぞ。佐伯町長さん。

佐伯委員（大野郡5町2村町村長会代表（大野町長））

これは結局、公営企業法でも管理者は公共団体の長が任命するということになっております。市長が任命するので。その際に、自治法でも規定をされております。これは市長の権限であると同時に、やはりこういう場合には、効率的なものとなるように配慮しなければならないという義務規程があるのです。首長のね。首長が任命できるという権限があると同時に、義務の規定なのです。それがあつたのです。ですからこれは公募してしなさいとか、あるいはどういう形でしなさいとかいうことは、それはもう外部から首長に対してこうしなさいというような権限はないのです。なぜかといえば、そういうふうな一面では、より効率的なものを判断する資格がないのです。ですからこれはもう、こういうものでありますので、今、出されておりますこの意見書の中に、こうした公募という意見もあつたということを書き記すると、この程度でやるべきだというふうに私は思います。

藤島委員（大野郡医師会理事）

はい。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

言ってしまうと、でもすべて新市の市長の責任ですよ。その。そうであれば評価委員会なんかも要らないという

話になってしまうわけで、そうではなくて、そういうことを提案しよう、検討しようということを僕は申し上げているわけで。もちろん最終的に決めるのは市長ですよ。ましてや任命するのも市長です。ただ、その方法論として、公募ということも申し上げている。ましてやチェック機能という意味の方法論として、外部監査制度の導入はどうかということも申し上げているわけで。言ってしまうえば、すべて新市の責任です。新市の市長の責任である。これも全部いらなくなるわけで、こんな話は、全部今はなかったことになってしまうわけですよ。この最終答申にしたって。そこが、そうではなくて、検討しようというのがこの専門委員会の立場ですから、僕はそういった言葉として、僕は入れても何らおかしくない。ただ、当然決めるのは市長です。それは言われなくても分かっていますし。当然、責任は任命者の責任です。それは当然のことだと思います。ただ、その方法論としてそういうことを申し上げている。今言った、おがた病院や清川村診療所、どうしたらもっと5町2村にとってよいかということをご議論しているわけですから、その中で意見として申し上げているわけですから。言ってしまうえば、それはもう市長の責任ですから。それはもう、それ以上でもそれ以下でもないわけですよ。

土生委員長（大野郡医師会長）

三角先生、どうぞ。

三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））

先生、そこはちょっと違う。私は違うと思いますね。といいますのが、このやはり報告書というのは、具体的なことについて市長さんに提言する中身を持っているから、新市にとっては非常に有効ですよ。ところが人選についてですね。義務とそれからあれがあるということが法律に書かれている以上は、それはこのあれに権限がないですよ。ですからこれは市長さん、役に立つわけです。ところがご本人が、市長さんがやはり義務があるのに、その義務まで奪うということをこれで提言することは、それはあり得ないですね。ですからその問題と、公募の問題と、この報告書の類似性は、別に切り離して考えた方がよいのではないのでしょうか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ですから何度も言うように、三重町が合併協から離脱して、協議再開するための申し合わせ事項ですよ。この第4項「総合的な検討」とすることです。この中で僕は、総合的な中に僕はこういったことも含まれていると僕自身は認識しています。それはもう認識の違いでしかないわけですから。いわゆるおがた病院等の検討ということに、総合的な検討と。その中で僕はこういう一文で、僕はこういったことも十分可能な答申書の中に盛り込んでいただく。決定事項でなく、誰もやれなんて命令しているわけでも何でもないですよ。ぜひ検討してほしいということをお願いしているわけですから。それはもちろん検討して、やるかやらないか決めるのは市長ですよ。答申書とはそういうものですよ。ですから僕は申し上げているわけですから。それをそこまで権限がないと言ってしまうと、この専門委員会自体も、存在自体否定するような内容に僕はなるのではないかと考えているわけで、そういうことを検討するわけですからね。だったら全部市長がやるのであれば、では合併した後、市長が決めればよい。この専門委員会で何のためにやったのと僕はなると思うのですよ。今まで何のために協議会をやったの。僕はやはりはっきり明言すべきだと、最初、委員長が言った通りで、僕はぜひ検討すべきだと、やれなどと命令しているわけではないですよ。検討してほしい、検討しましょうといつも言っているわけです。

土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっと意見がこう着していますので、ちょっと確認。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

はい。

土生委員長（大野郡医師会長）

では、ちょっと一応平岡さんでちょっといったん止めます。平岡さん、どうぞ。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

この問題を私は自分自身で考えて、次のように書いてみたのです。「病院管理者は、病院内部の人員を含めて、公募によることが望ましい」と。それではいけませんか。そういうことの一字一句では、藤島先生を指名するわけには私はいかないので、終わります。

藤島委員（大野郡医師会理事）

先ほど言ったように、当初の案で「当評価委員会の人選も含めて」。平たく「委員会では望ましい」と書いてある。僕は「望ましい」という言葉はちょっとあいまいだと思って先ほど言わせていただいたので、できればはっきり「検討する」というふうに僕は入れて、僕はほしいと思います。「望ましい」ではなくて。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

よいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

当委員会としては、検討するということの強制力はありませんから「望ましい」でも、ここは。藤島先生、ここは収めてくださいな。私はそれで。もうよいのではないですか。この一行が入れば。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ではその「2年半以内の全適移行する」なんて、これもかなり強い内容をここで決めて、それを答申するわけですよ。

土生委員長（大野郡医師会長）

報告です。

藤島委員（大野郡医師会理事）

言ってしまうば。

土生委員長（大野郡医師会長）

報告です。

藤島委員（大野郡医師会理事）

言ってしまうば。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

これは経営形態をはっきりさせろということが要請されているからただで、この公募について、これについてはなさいなどということはいわれていなくて、私たちは議論の中でそういうことが出てきたから、ですからそういうことはわれわれで議論しました、いかがでございましょうかというような軽い気持ちで提案するにとどめた方がよいのではないのでしょうか。

土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっとよいでしょうか。議論になりますが、ここは解釈ですね。経営形態という言葉の中に、全適というものが

選ばれて、全適が選ばれた場合に、管理者というものが必然的に出てくるわけですね。管理室と管理者というものは、ですからこの管理者の選択に関して、これは任命権の問題がありますから、「望ましい」と「検討する」ということがどれだけニュアンスとして差があるか、ちょっと問題があるのですが。ちょっと待ってください。その前にここでこう着していますので、今、突然、ここの議論から病院評価委員会の方に飛んでしまったわけですが、公立おがた病院に関して(1)(2)(3)(4)とほかの条項があります。ちょっと先に、こちらの方で特に問題があれば、先にお聞きしたいと思います。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

ちょっとよいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

清川村診療所とどちらを先にするのですか。おがた病院を先にするのですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

いや、清川村診療所の方に関しては、今ここの「(2)当面は」というところを省いて「新市に移行後」というふうに修正するということで、一応そこで終わって、公立おがた病院に入ったところで今の議論になりましたから。清川村診療所に関しては、とりあえず文言に対する議論はそれで一応終了ですが。何か付記。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

よろしいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

後藤課長さんにお尋ねしたいのですが、私、2、3日前に清川の方に伺いましたら、何か竹下先生が退職されるとか、清川村が竹下先生に退職を迫っているのだとかいううわさを聞いたのですが、それは事実でしょうか。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

平岡さんのご質問ですけれども、これは私、そういう発言をする権限も資格もありませんので。村長でもいらっしゃれば正確な発言ができると思いますけれども、私では何とも言い難いことでございます。大変申し訳ありませんけれども、それに対するお答えは私ではできませんのでご容赦いただきたいと思います。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

委員長。はい。私は前々から、清川村診療所のことについて、こういう、当面今のままでよいという議論をしたのは、竹下先生が地域と密着して、一次医療の先生としては、本当に患者さんと信頼関係を結んで、大変よい状態にあるということが前提でもって、根拠はありませんが、私は清川村診療所を何回も見ただけで、こういうことに結論が達しましたということをお私はこの中の議論で述べているわけですから、もしそれが事実であれば、もう一回この討議を、前提とした討議をちょっとしてもらわないと私は困るような気がしたのですが。

藤島委員（大野郡医師会理事）

よいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

今まで後藤課長さんは非常に歯切れがよかったですけれども、ちょっと今は超歯切れが悪かったなというように思ったので、僕もある意味、同じ話をちょっと聞いたのですが。そうすると次の、もし本当に竹下先生が辞められたら、次の人選、お医者さんを探すということになると思うのですよね。そうした場合、今までは自治医大が定期的に来ていたのを、これをお断りした形になって来ていただいたわけですよね。また次、では穴が開いた形になるので、これはすごく平岡さんが言うように、大事な問題だなと思うのですよね。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

先生も思っています。ありがとうございます。

藤島委員（大野郡医師会理事）

だって、診療所というのは、医師がいて初めて成り立つわけですから。この医師が本当にいなくなれば、成り立たなくなるわけですよね。もちろん、代わりの方がすぐ見つければよいけれども。僕は前に言いましたよね。民営化するといっても、すぐ見つかるかどうかは分からない。なかなか医者はいないという話を、ここで散々議論の中で出ていたわけですからね。はい。

土生委員長（大野郡医師会長）

医師がいなければ、診療所はその時点で閉鎖です。ですがこの時点で、この公開の会議で竹下先生に進退を問うというのは、ちょっと僕はこの会議の趣旨から外れると思うので。それはちょっと、直接本人に聞くことは、ちょっと私はできないと思います。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ならば経営形態も、前ここで出たように、おがた病院の付属診療所という言葉が出た、そういう検討もどうだというふうに出ましたけれども、そういった形での、いわゆるもし本当に辞められるとなれば、後任の方を探すときも、対応が非常に早いのだと思いますね。僕個人はそう思うのですけれども。

土生委員長（大野郡医師会長）

しかしこれは、ここで議論するにはちょっと問題が外れるような気がしますし、これで仮に診療所がやむなく、万が一ですよ、もし。僕は竹下先生に返答は求めませんが、竹下先生が、もし仮にですよ、退職されて後任の医師が見つからないと。その時点で診療所の閉鎖が成ったということは、仮に成っても、この委員会の責任ではないですよね。これはさっきこそ言った、プライベートに関する情報ですから、ここでそういうこともあり得るということで、提言の中に少し修正を加えることは構いませんが、この問題をここで討議として、まな板の上に乗せるということは、私としてはあまり。ちょっと個人の中に割り入ってしまうような気がするのですが。これに関してはね。むしろ、私はこの問題に関しては、竹下先生がそういう事態になったときに補給医師というのは、これはあくまで私の個人的感想にしてください。かなり、もしそういう事態になったときは、医師の補充というのはそう早急に解決は付かないかもしれないから、その間、閉鎖という可能性はありますけれども、それは討議すべき内容とはちょっと外れると思うので、むしろそれよりかは私は、先ほど藤島先生が言われた、外部監査制度の導入の検討ですね。検討と、それから管理室長、管理者の公募の件の方が、むしろ本来議論すべきということですけども。思いますが、ちょっと。少なくとも去就に関することを確答させるのはちょっと、私はここで止めます。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それは僕もその通りですよ。ですが本当にもし穴が開いて、先ほどいなくなったら閉めるなどという、これはやはり清川の方は困るわけですよね。清川の住民の方々は、次の日から困りますよね。閉めた次の日から。そういう議論をここでしてきたわけですよね。そういったときに、では本当に医師の確保を、できるだけ確実ということはなかなかないとは思いますが。どこでもそうです。今はなかなか医師の確保は大変ですよ。いくら大分大学が出来た、また自治医大の卒業生が増えたといいながら、どういった形が一番確保という形で合うのか。先ほどもお答えできないと言われたわけで、もし万が一、例えば竹下先生が病気をなさって、村田先生が前、そうだったですね。病気になって閉院したわけですよね。閉院してから国保診療所が出来るまで約小一年ぐらいあったわけですよね。その間、医師会が協力していろいろな学校健診や予防接種等もやったわけですけども。それはある意味、危機管理というのかな、何らかの考えがそれは役場の方にあるのでしょうか。ちょっとお聞きしたいのですが。

土生委員長（大野郡医師会長）

課長さん。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

人事の面でどうこうということは私はできないということは先ほど申し上げた通りです。ただ、私が申し上げられますのは、清川村としてはずいぶん、この何回かの委員会で申し上げましたように、国保診療所は住民にとって必要不可欠な存在であります。従いまして、当然清川村としては必要不可欠な存在を、これから先も安定的に継続させるようにやることは当然のことだというふうに思っております。清川村で責任を持てることはきちんと責任を持つ。これがわれわれの考え方でありますので、ぜひそういう立場で、引き続きご議論をお願いしたいということであります。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、平岡委員。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

私はそういう個人のプライバシーまで踏み入ろうという気持ちは毛頭ございません。ただ、清川村診療所の行く末がどのようになって、当委員会の責任ではないということを議事録にきちんと残しておきたいという意味で発言をしました。そして、こういう重要な情報が、清川の村で聞くというようなことは、やはり情報管理が当局者として悪いのではないかというふうに感じましたので、あえて清川村診療所の行く末に対して、やはり竹下先生の存在というのが非常に大きいものですから、ちょっとそういうことで取り上げた次第であります。それ以上の気持ちは毛頭ございません。よろしく。

土生委員長（大野郡医師会長）

確認しておきます。前回、前回だったかな、竹下先生もかなり発言の中で「私もできれば後任がいれば」みたいな発言をされたから、この辺のことはあえて個人的なことで、委員会としては一切不問に致します。ただし、これは確認しておきます。合併までに、もし万が一、不測の事態でそういう事態が生じた場合は、あくまでそれは清川村の問題であり、この委員会の中で、その是非にうんぬんするということはありません。しかしそういう事実と関係なく、それがどういう手立てでお医者さんの継続、このまま竹下先生にいていただくか、または別の先生が来るか分かりませんが、そういう状況には関係なく、新市に移行した場合には、公立医療施設評価委員会の中で、本当に医師の供給も含めた議論と、経営形態に対する判定は行われるというふうに解釈していますが、それで、ですから、この前もきちんと竹下先生には確認しましたが、ここで経営指針に対して指針を出すということは、その範囲内で新市に引き継がれるということですが、ここで経営指針を一切出さないで新市の評価委員会に委託したということは、これは大事なことですけれども、今のままいく可能性から、場合によっては廃止に至るまで、さまざまな結論がまだ保留状態になったということですから、よいですか。その辺のところは、あくまで誤解のないように。それを決めるのは、新市と新市の評価委員会ということですから、ですよね。はい。ただ、委員会としては、討議した内容の一応具申はしていますが、それはあくまで可能性の表示でありますから。よいですか。

竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）

私はここに診療所長として、公人の立場で出席しているわけですね。従って、私の気持ちも、あるのはあります。やはり診療所の行く末を思って、やはり住民の方はなるべく満足するようにならざるを得ないと思って、微々たる力でやっていますが、今のうわさは私もびっくりしましたけれども、まったく根拠がございません。それでご了解をお願いします。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、ありがとうございます。それではこの(1)から。では確認します。清川村、後でまた経緯書の中で出てきますが、とりあえず報告書の文面としての、この(1)(2)は一応よろしいですか。(「はい」等の声が聞こえる)では次、公立おがた総合病院に関する記載の中で、(1)(2)(3)(4)(5)、このページに関して。何か討議内容と異なる等、表現が不適切であるという意見があればお伺いしたいと思います。それか、これは討議したことではあるけれどもおかしいという意見があれば、それは討議致します。はい、野田先生。

野田委員（公立おがた総合病院長）

ひとつだけ、引っ掛かることがあるのですけれども、公立病院というのは議会の議決、首長の決定といえますかね、

これで成り立っているのですよ。そのときに当然、新しい市にも、皆さんが選ばれた議員さんが出来るわけです。議会が形成される。その議員の中で、病院特別対策委員会という、そういう委員会が当然出来るわけですから。そのときに病院機能評価委員会（仮称）ですけれども、どういうその2つの会が成っていくのかという問題、非常に大きな問題です。地方自治からいいますと、議会の議決というのが非常に優先するだろうと思うのですけれども、病院機能評価委員会というものはどの程度まで機能していくものやら、現実問題として、非常に問題であると思います。そういう状況で、あまり小さいところまでいろいろということは、やはりここで答申するというのは問題があるのではないかという気が致します。その病院機能評価委員会というのは、どういう位置づけになるのか、ちょっとはつきりしない。そんな気がしますね。

土生委員長（大野郡医師会長）

先生、それは、とても微妙な発言になりますよね。つまり、それはちょっと取り方によると、この委員会自体、ひっくり返すような意見になるのですけれどもね。先生、責任を持ってその発言をしてよいのかどうかということ、私はちょっと、委員長としては対処しなければいけないのですけれども。

野田委員（公立おがた総合病院長）

いや、委員長。ですから、ちょっと分からないところがあるのというふうに申し上げているのです。現実問題として、新市が誕生して、皆さんが選ばれました議員さんたちが誕生される。そういう議員さんたちには当然敬意を払わなければならないでしょうし、議会にも敬意を払わなければならないでしょうし。そういうときにこの2つの会といいますが、どういう具合になるかというのを非常に心配しているのですが。

土生委員長（大野郡医師会長）

それに関してですが、ここで確かにバランスの問題があるのですが、結局この委員会のこの報告というのは、合併を推進する、そのひとつの担保になるわけですね。その担保にさせるチェック機能に問題があるということは、単なる担保に終わってしまうという可能性ということになるわけですね。そうするとこの委員会が出した結論は、担保される保証がないということになるわけですよ。その発言はとてもちょっと、非常に。ですからこれに約束されたことは、極力良識として制限を加えないようにするけれども、これを否定してしまうと、この報告書自体が担保されないということになった場合には、非常にそれはかなり微妙な問題だと思うのですけれどもね。

三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））

野田先生は、そういう疑問があるということ質問しているというか、皆さんに多分お尋ねしているのではないかというふうに私は受け止めたのですね。ただ、おっしゃる通り、事実は、新市は、市民の皆さんが選ばれた議会がやはりすべての決定権を持つと。そしてその中に、ですからそういう専門の委員会が出来れば、その専門の委員会が必要に応じてこういう評価委員会なりをつくるということをおわれわれが提言しているわけですね。つくって、やったださるとありがたいということをお願い、提言しているわけです。ですから、おそらくそれは市長さんと議会が、最終的には市民の皆さんから選ばれたものですから。ここのわれわれは合併協議会が委託している審議事項ですからね。ただ、最終的にはやはり議会ではそれは決定権を持つというのは、もう当たり前のことですね。ですから、多分議会の中の専門委員会がこういう委員会を立ち上げてくれる、くださいというお願いだろうというふうに理解すればよいのではないかな。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

はい。

土生委員長（大野郡医師会長）

議会、市長と個別に言っていますけれども、前も言いましたけれども、これはまた私の個人的意見ですけれども、今回、次回この新市における市長選にとって、この病院問題は一種のこれは公約に近い形ですから、議会を結成することではなくて、おそらく今度、これは新市の選挙を行った場合、ここに報告書で出されたことは公約ですよ。公約にして戦う状況になると思いますよ。ただし、今言ったみたいに、ここで議会と市長が決めることだというふうに言ってしまうと、ここで担保したことは一切担保がないということになってしまうけれども、それはとてもやはり難しい問題になってきます。はい、平岡委員さん。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

三重町がそもそも一度離脱して、再加入というか、また再び協議再開をしたということの中の申し合わせ事項ですよ。それは芦刈町長、森村長、山中緒方町長、羽田野朝地町長、佐伯大野町長、阿南千歳村長が皆、署名をされているわけで、その第4項に「おがた病院については、合併協議再開後、法定協議会に専門委員会等を設置し、地域医療のあり方や、経営効率化の観点から、総合的な検討を行うこととする」と。「なお、総合的な検討には、将来のおがた病院の経営形態についての検討も含めることとする」ということが、協議再開に応じた三重町の基本的なスタンスであります。ですから、そしてなおかつ、この合併協議の大野郡5町2村合併協議会協定項目第35号協議第61号に示された通り、病院・診療所の取扱いについて「公立おがた総合病院および清川村国民健康保険直営診療所については、公立医療施設総合検討専門委員会の検討結果を踏まえ、合併までに調整する」という項目があります。ですから当然、新市の市長も議会の議員もこれを踏まえて、多大の影響を持ったとわれわれに、そういう影響力を残しているということを認識してもらわないと困るわけで、そういう疑問があるのならば、もう三重の町民の人は、これが合併の条件の一部であるのに、これがただ空論で終わってしまうということになったときに、果たして合併をするかしないかということにも大きな影響があるのではないかと。特に今日はOBSもTOSもOABも皆、三重町の2町1村の合併を推進するための署名をするということ、今日は、三重の町長さんに渡しているところがニュースで放映されました。そういうことの町民の動きもありますので、ここはやはりもう、そういう微妙な発言は撤回していただいて、われわれの任務ということ、この文言に書かれた通りの任務を遂行しないと、それを今、野田先生の議論をさらに深めている議論をしていきますと、本当に担保されないということに、もしなつたときには、それは三重町民の方々の反発が大きいような気が致します。そういうことであります。

土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっと、休み、5分間、休憩を取ります。

（休憩）

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。長らくお待たせいたしました。議事を再開したいと思います。今、(1)～(5)の部分で、一応この文章でよろしいですか。（「はい」という声が聞こえる）はい。

生野委員（大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長））

ちょっと一点よいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

生野委員。

生野委員（大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長））

はい。1ページの清川の部分にかえりますが、この(2)が「当面は」という原文だったのが、先ほど「新市移行後は」という表現にした方がよいと藤島委員さんが言われていたのですが、中程でまた「新市に移行後、直ちに」ということがあって、何か文章的におかしいような表現になるのですけれども。

土生委員長（大野郡医師会長）

いや、これは大丈夫です。

生野委員（大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長））

よいのかな。

土生委員長（大野郡医師会長）

当面、経営形態、現実の経営形態は新市に移行後、国保直営診療所としてというのですけれどもね。「新市に移行後は直ちに病院評価委員会(仮称)にて民営化、公立おがた病院の付属診療所への移行も含めて経営形態を検討する」のは直ちに始めても、実際に、経営形態が決まるまでの時間的なずれもありますから。新市移行後は直ちに経営検討を始めるけれども、例えば前から出ていますように(周りで何か言うが聞き取れず)、医師の確保の問題とか、いろ

いる問題がありますから、すぐ移行と同時にできるわけではないです。その間はやはり国保直営という、現状経営というのが多分前提になりますからね。

生野委員（大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長））

それと、その「病院評価委員会（仮称）」が、先ほど「公立医療施設」ということを入れないと。

土生委員長（大野郡医師会長）

それは先ほど言っていましたけれども、「公立医療施設評価委員会」に名称は変更するという事はもう決まりましたので、病院評価委員会のことは、イコール、今度正式な報告書では「公立医療施設評価委員会」という意見に変わります。仮称ですけれども。

生野委員（大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長））

おがた総合病院については、3項目で出てきますね。

土生委員長（大野郡医師会長）

3項目で、そうです。でもこれは全部、この「病院評価委員会（仮称）」に関しては「公立医療施設評価委員会」というふうに全部置き換えます。

生野委員（大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長））

はい、分かりました。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、よいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ちょっと素朴な疑問なのですが、今言った清川村診療所のところ、(2)なのですが「地方交付税算入額や、国保財政調整基金等を念頭に置いて」というのは、これは何か意味があるのですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

あまり意味はないです。

藤島委員（大野郡医師会理事）

何か意味があれば教えてほしいのですが。

土生委員長（大野郡医師会長）

意味はないのですが、これは言ったように、この前の赤字分の補てんとその運営費ですけれども。

藤島委員（大野郡医師会理事）

意味がないのであればどけてくださいよ。余計な文章は。

土生委員長（大野郡医師会長）

そうですね。それはそうですね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「新市移行後、国保直営診療所として継続する」とか何とか、そういう文章でいったん丸を付けて、「ただし、新市移行後には」という形でよいのではないですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

「ただし、新市移行後には国保直営診療所として経営する」と。それをどけまして「経営の収益性を上げるように努めるが、新市に移行後は直ちに」。文が少しその後あれですが「新市移行後は直ちに公立医療施設評価委員会にて民営化、公立おがた病院の附属診療所への移行も含めて経営形態を検討する」と。

藤島委員（大野郡医師会理事）

だからここも「経営の収益性を上げるように努めるが」ということがあるのですが、ただ、どういった形で努めるかという具体的な意見はないので、おがたの方はかなり具体的に書いているのですよね。経費を削減するとか、人件費を下げるとか。ここは割と清川はあっさり書いているのですね。ただ、収益性の充実、上げる、努める。何か非常にあっさり書いているのだけれども、実際そういった方向で地域性を高めるのかということとは書いていないのかなと。

土生委員長（大野郡医師会長）

実際にはかなり、収益性を高めるメソッドは非常に選択肢が少なく、非常に困難であります。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ですから収入を上げる。それは先ほど言ったように、収入を上げるということで。

土生委員長（大野郡医師会長）

収入を上げる以外に道はありません。

藤島委員（大野郡医師会理事）

経費を削減するという2つがあるわけでしょう。

土生委員長（大野郡医師会長）

経費はあまり前提にできないと思います。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ただ、そういったことで。

土生委員長（大野郡医師会長）

努力はしてくださいということで。

藤島委員（大野郡医師会理事）

評価委員会ではそれは評価するわけでしょう。チェックするわけでしょう。

土生委員長（大野郡医師会長）

そうです。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ですから僕が先ほど言った、これだけ読むと、経営形態しかチェックしないとここだけでは思えるからね。ですからちょっと言ったのですよ。後ろに書いているとは言ったけれども。

土生委員長（大野郡医師会長）

やはりこれは、公立おがた病院みたいにマスマリットというものはないですから、経費節減というにはかなり厳しい条件が出てくると思います。ですからそのひとつとしては、経営収支を改善する方法として、経費を節減するというのは一般的なのですけれども、これは非常に限度があって、かなり厳しい。ですからもうひとつの経営収支を改善する方法の中に、インカム、つまり収益を増加するという方法があるのですけれども、これはどちらの病院においてもあまり大きいわけではないのですけれども、本来的にはこれは後藤先生の専門でしょうけれども、経営収支を改善するには、経費の節減というのは、かなり収益が伸びないということを厳しい前提でやっているわけですから

も、本来的にはまず経営収支、収入を伸ばすというのが、本当は一番先の解決方法なのですけれども、経費節減というと、それはマスメリットのあるおがた病院が圧倒的に手は打ちやすいということは事実だと思います。ただ、はっきりいうと、清川村の診療所の経費節減ということは、言葉上はいえても、具体的に有効な経費節減ということになると、かなり議論ということになりますね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、そこは、分かっている方は分かるわけけれども、パッと見た一般住民の方は分からないわけですよ、そこまでは。

土生委員長（大野郡医師会長）

そうですね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ですからやはりそこはもうちょっと分かるような形で「経営の収益性を高めるように努力する」と。いわゆる新市に移行後、国保直営診療所を現状維持で運営するわけでしょう。現状のままで、経営形態は今のままでいくのだけでも、収益性を高めるように努力、努めるように努力すると何か、そういった形ではっきり書いてくれた方がよいわけですよ。

土生委員長（大野郡医師会長）

ここは「当面は国保直営診療所として、地方交付税算入額や、国保財政調整基金等を念頭に置いて」という表現になっているから非常に問題なのかもしれませんが、実際の話ですけれども、地方交付税算入額や国保財政調整交付金を現状維持として、経営の収益性を上げるように努める。

藤島委員（大野郡医師会理事）

いや、違う。補助金が減ればどうなるわけ。

土生委員長（大野郡医師会長）

それは書けないわけですが、補助金が今あることを前提に、経営の収益性を上げるよう努める。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ですからそれは国保直営診療所として当たり前のことではないですか。そういう補助金があれば、書かなくてよいではないですか、ですからそこは、ですから今のままの経営形態で移行するけれども、経営収支を高めるように努力する、と。そうすると中間報告の意図に沿うわけでしょう。

土生委員長（大野郡医師会長）

そうですね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

中間報告は民間の経営理念に沿ってやるわけでしょう。そこまで書いた方が僕はよいのではないかと思う。

土生委員長（大野郡医師会長）

つまりここは、新市移行後は、文章を少し変えないと非常にかさばるのですが「新市移行後は国保直営診療所として、経営の収益性を上げるように努める」と。「しかし、新市移行後、直ちに」はどけて「直ちに公立医療施設」。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「直ちに」はどけない。

土生委員長（大野郡医師会長）

いや、ですからどけないです。「は」をどけるのです。「しかし、新市に移行後、直ちに公立医療施設評価委員会にて民営化、公立おがた病院の附属診療所への移行も含めて経営形態を検討する」。

藤島委員（大野郡医師会理事）

今言っていることなどは後ろで記録してもらっていますよね。僕は最終的な文章を見るまでは納得しませんからね。変わったところは、文書で確認しますからね。

土生委員長（大野郡医師会長）

書いている。

藤島委員（大野郡医師会理事）

今日中に決めるというなら、今日中に確認しますからね。よいですか。お願いします。

土生委員長（大野郡医師会長）

もう一度言います。「新市移行後、国保直営診療所として、経営の収益性を上げるように努める。しかし、新市に移行後、（てん）」、「は」はどけて「直ちに公立医療施設評価委員会（仮称）にて民営化、公立おがた病院の付属診療所への移行も含めて経営形態を検討する」。それでよろしいですか。そういうふうに変更。よろしいですか、皆さん。ほかの方の意見は、今の文章で。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

よいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、平岡委員さん。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

丸を付けないときには、「収益性を上げるように努めるとともに、新市に移行後、直ちに病院評価委員会（仮称）において民営化、公立おがた病院の付属」。そういうふうになれば、つながるのはつながります。

土生委員長（大野郡医師会長）

ありがとうございます。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

丸を付けてもどちらでもよいのですが。

土生委員長（大野郡医師会長）

ただし、非常に文章としては、平岡委員さんのもいいという気がします、もう裏に書かせましたので、つたない私の文章で意味が通れば、問題がなければ、通させていただきますがよろしいでしょうか。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

はい、結構です。それを言おうと思ったら点を打たれたのです。

土生委員長（大野郡医師会長）

どうもすみません。はい、では次のページ。（6）。どうですか。はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ここは「繰り上げ償還等」になっているのですね。いわゆる「等」が入っているわけですね。それは倉原さん、ほかにはどういう意見が出たのですか。まだ意見は出ていないのですか。これは前回。

土生委員長（大野郡医師会長）

そうです。これに関しては皆さんの意見があれば削除しても構いませんし、これによればそのまま載せてもよろしいという意味でやっています。

藤島委員（大野郡医師会理事）

基本的に、損益勘定留保というのは今言ったように、今後新たにまた新築移転とか、新たにCTやMRIを買い換えるときのいわゆる資金でしょう。普通は、

倉原事務局次長

資本的収支の差額を補てんする資金。

藤島委員（大野郡医師会理事）

うん。ですからそういったことも含めて、いわゆるお金をいざというときのために持っておくわけでしょう。ですからいざというときにはそちらに出さなければいけないけれども、それがなければ繰り上げて返してしまうということですよ。そうするとまた元金が減れば金利も減るわけですよ。そうすると金利が減ったときには、金利の50%が来ますよね、交付税で。

倉原事務局次長

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それは減るわけですか。

倉原事務局次長

当然、国との協議が成ったという前提で繰り上げ償還をした場合には、元金に利息も利子も減ります。その元利に応じて、一般会計の繰り出し、および地方交付税の補てん分が減少していくと。結果としてはその3条4条の出が減ると。失礼。3条収益的収支の支出の方ですね。4条が資本的支出。元金償還分ですね。そういったものが減るので、今年度負担は軽減される可能性はあります。以上です。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ほかに、一般的に損益勘定留保の使い道というのはどういうものがあるのですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、後藤委員。

後藤委員（公認会計士）

貸借対照表を見ますと、現金預金が13億3600万くらいある。それと、未収金が8億ですか。9億1000万。合計が17億5600万ということです。それから未払金を引いてね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

どこの資料ですかね。

後藤委員（公認会計士）

これはないですよ。私は以前貸借対照表を見せてもらったのですけれども。

藤島委員（大野郡医師会理事）

なぜここには資料が出ていないのですか。先生だけ特別資料を持っているのですか。

後藤委員（公認会計士）

いや、これはあそこで聞いてます。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ここで出ていない資料を基に言われても困るわけです。

後藤委員（公認会計士）

いや、ですから。

藤島委員（大野郡医師会理事）

先生だけ持っている特別な資料があるのであれば、それは公開していないのですから、それは。

後藤委員（公認会計士）

いや、そうではなくてね。それは期首の損益勘定の5億くらいと出ていたでしょう。

藤島委員（大野郡医師会理事）

5億4000万ね。

後藤委員（公認会計士）

ええ。その意味の内訳を今言っているわけなのですから。

藤島委員（大野郡医師会理事）

でも今、先生は17億と言いましたよ。

後藤委員（公認会計士）

ええ。それは要するに、その運転資金というのは普通、公益企業法、社会福祉法人しか知らないんですけど。流動資産から流動負債を引いたものを資金という。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ですからその資料は、先生は独自でこの中から作ったわけですか。僕らが専門委員会で配られた資料から作った。

後藤委員（公認会計士）

いや、それは事実だったから。

藤島委員（大野郡医師会理事）

では別に先生だけ特別な資料を持っているってこと。

後藤委員（公認会計士）

そうです。別のというか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

先生だけ持っている特別な資料で物を言われても僕は分からないのですよ、先生。それは困りますよ。委員長、そこは。

後藤委員（公認会計士）

私が言っているのは。

土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっと後藤先生の意見を聞いてからにしましょう。

後藤委員（公認会計士）

私が言っているのは、運転資金、現金と未払金を合わせた金額から流動プラス未払金を引いて、それと利益のうち減債積立金等というのは、あれは出ていましたよね。11億1600万ぐらい。それを残したのが合計いくらであって、いつもお金がここに残っているのが、6億ぐらい預金として残っているのではないかと思うのですよね。ですからこれからはうまく、この間の場合は投信で失敗しましたがけれども、うまく利用すれば、国債等を購入すれば何百万かの金利が出てきますから、そういうものも利用はできるという意味ですが。もし今から、これからお金をうまく利用するようなシステムになってくるのではないですかね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、よいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

その先生だけが持っている特別な資料で、先生は専門家で、僕らは素人ですから、そこでバツと言われても分からないというのが正直なところなので。ただ、今、先生が言っていた、国債を買うかだとか言われたけれども、例えばチリの国債を買って大穴開けたことがありましたよね。ですからそれは誰が責任取るかということで、もちろん市長なのでしょうけれども、その辺の投資をまだしてやるかということ、ちょっと僕は疑問だと思うので。

後藤委員（公認会計士）

今までも、そういうこともあるでしょう。

藤島委員（大野郡医師会理事）

あるのでしょうかけれども。ではその辺のこともやはり十分議論はあると思うのですけれども。基本的にはお金を返したら、新たに投資をするかということですね。先生のおっしゃるのは、分かりました。

土生委員長（大野郡医師会長）

個人の病院ですね。こういうお金は投資しようが、国債を買おうが勝手だと思うのですけれども、この公立病院の中で、そういう要するにキャッシュフローとして残ったお金を国債を買ったとか投資したということ自体は、ここの議論からは大幅に外れるし、それはもっと別のところで真偽を問うべきことだと思うので。

後藤委員（公認会計士）

いや、そうではなくて、ペイオフがすでにどんどん始まるわけですよね。ペイオフは銀行、市町村も困って思うのですけれども、ペイオフで普通預金も、もしかしたら駄目になるかもしれない。

土生委員長（大野郡医師会長）

ですから返した方がよいわけですよね。返せば。

後藤委員（公認会計士）

そうです。返すか、そういうふうにしちんとした、きちんとしたところのものを購入することもひとつの手であるということ。

土生委員長（大野郡医師会長）

でも先生、国債も今から先、本当に大丈夫かどうか危ないですよ。ですから、ただ。

後藤委員（公認会計士）

そういうこともあるということ。

土生委員長（大野郡医師会長）

あるということで、それを言ってしまうと、この部分は非常に微妙なニュアンスになるので、もしこれを残すとすればやはり「繰り上げ償還」という表現にしないと、委員会は利益を図るために国債を買ってもよいとか、投資してもよいということは、リスクなことはやはり言えないので。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ではそれこそ「等」を外してくださいよ。

土生委員長（大野郡医師会長）

「等」は外しましょう。これは「減価償却費等をその原資とする損益勘定留保資金は、繰り上げ償還等」の「繰り上げ償還」の「等」を外します。残すですよ、今の意見だと。平岡委員。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

その報告書は、われわれが知ると同時に、やはりこれが公刊に出た、ちまたですから、世間一般にやはり出たときに、それを読んだ人が直ちにこれはこういうことだなということが理解できなければ、やはりこの報告書の存在価値は、相当薄れると思います。それ故に、この一行についてはよほどの経済知識というか、決算書等を見慣れた人でないと分かりにくい表現であるので、「損益勘定留保資金は」と、この「留保資金」とはどのようなものかとかいうことを、もう少しかみ砕いて書き直してもらえませんか。

土生委員長（大野郡医師会長）

その辺は、事務局に聞いた方がよいですね。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

事務局、それではお答えをお願いします。

倉原事務局次長

委員長、よろしいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、どうぞ。倉原さん。

倉原事務局次長

確かに、この(6)を報告の中身として挙げるかどうかというのは、先ほどの小委員会の中でもだいぶご議論いただいたと思います。等というふうに置いたのは、決して損益勘定留保資金そのものは繰り上げ償還だけに使える、使うものではないということがありましたので、「等」ということを入れたのですが、もう一点あります。繰り上げ償還につきましては、先ほども言いましたように国との協議が必要ということと、ある一定以上の額を貯めないとなかなか話もできないといったところがありますので、その辺をダラダラ書くとちょっと長くなるということもありまして、今、こういう文章にしているのですが、どうでしょうか、これ。

土生委員長（大野郡医師会長）

答弁の内容は、損益勘定留保資金をどういうふうに一般の人に分かりたい表記にするかということに対する答弁ですよ。

倉原事務局次長

そういう背景を踏まえまして、損益勘定留保資金、言葉とすれば、どうかな。定義からいうと会計上の。

土生委員長（大野郡医師会長）

説明的な表現でもよいですよ。

倉原事務局次長

要は、実際の現金支出を伴わないが、会計上の適正化を図るために費用化した項目ということになるのですが、ちょっと分かるかどうかは別にして、要はここで費用化することで、最後に貸借対照表に持って行って、資産価値を減らすという作業が出てくるわけでありまして。そのためにここで費用化をしているわけなのですが、ちょっとどういいますか。

土生委員長（大野郡医師会長）

平岡委員。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

ちょっと難問でしょうが、そこを文章化をして、ちょっと後ほどでよいですが、条文として表示してもらえませんでしょうか。私は一直線な男でありますので、「減価償却費の計上額から赤字を補てんするために支出した金額を差し引いた差額は、国と協議の上、病院事業債の繰り上げ償還に充てる」と、こういうふうにもう単刀直入に表現を試みたのですが、これはちょっと、あまり単刀直入過ぎると思いますので、事務局の方のまるやかな文章に変えていただきたい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

投信するといっても、前に投信の悪い前例があるわけでしょう。おがた病院。

倉原事務局次長

よろしいですか。先ほど申しましたように、内部留保というのは4条の収支の不足を補てんするというのがまず最初にあります。それは、それぞれの予算書・決算書の中でも書いておりますように、現状で不足する資金的収支の差額をまず補てんするのです。その後の、余った金をどう使うかということになりますので。確かに、ご意見として繰り上げ償還というのが使えるというご意見を頂いております。そのためだけの内部留保ではないというところがありますので、ちょっと書き方が注意を要するかと考えております。ちょっと委員長、お許しいただければ関係者の方からちょっと。

土生委員長（大野郡医師会長）

これは先ほどから聞いていると、外部監査の委託を含めて、こういうお金は収益性を上げる。これは別におがた病院に限りませんけれども、全国的に一時、株に投資したりして、もうけていたりとか。いつの間にかマイナス勘定になって補てんしたという事実があるわけで。これは、そういうことは今からしませんとかいっても、した事実はあるから、なかなか難しいのだと思いますね。ただ、困るから外せぐらいなら、最初から出すなというようなことを言いたいのですけれども、もしこれをそういうふうにとらえれば、この「減価償却費等をその原資とする損益勘定留保資金は、繰り上げ償還等に活用する」の「等」が問題ならば、「その用途に関しては、公立病院評価委員会等において協議を図る」という前文を入れたらどうですか。ですから「評価委員会にその用途目的を諮る」というふうに入れたら、これは残せるのではないですか。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

私は、損益勘定留保資金ということが、もうちょっと皆さんに分かりやすくいえないかということが最大の問題です。病院会計ではあれですか、減価償却費を内部留保金、損益勘定留保資金というのですか。われわれは、株式会社法では、そういう減価償却費は減価償却費として計上して、それはそれで特別勘定科目で留保させていくのではないですかね。後藤先生。

後藤委員（公認会計士）

そうですね。要するに資金という意味で、企業会計法は流動資産から流動負債を引いた金額から、棚卸資産をどけたのが、ということなのでしょ。そのことをいうのが、ここでいう資金という意味なのです。ですから、資金と一方で現金が5億あるとかいう意味ではないのです。結構ね。だから、そのところを間違えたいけない。現金が5億あるのではなくて、要するに流動資産から流動。公営企業法もそうかな。違います。ちょっと説明してください。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、では倉原さん。はい、では。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

損益勘定留保資金についてご説明申し上げます。ちょっと読み上げます。「損益勘定留保資金とは、収益的収入および支出予算において、現金支出を必要としないものの費用に計上することによって留保される資金」であります。これらの資金は現金支出のない資金でございますから、減価償却費が最たるものでございます。この使途、使い方は、ほとんど内部にとどまるものと、外部に出ていくものに大きく分けられます。内部にとどまるものとしては、医療機械等の固定資産の購入。外部に出ていくものとしては、企業債の償還というような、基本的には2種類の使途の方法しかございません。そもそも、なぜ留保資金なのかというところが問題なのですけれども、固定資産、医療機械を購入するときには、収入よりか支出の方が大きくなります。これは資本的収入および支出予算という、いわゆる4条予算というものがございます。これは必ず、支出の方が大きくなります。と申しますのは、収入の方は、財源内訳としては、医療機械を買う場合は企業債を当てにするとか、補助金を当てにするものです。補助金と企業債だけですべて賄うことはございません。

土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっとすみません。何を説明しようとしているわけですか。委員の説明はですね。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

いや、留保資金はですね。この固定資産。

土生委員長（大野郡医師会長）

ですから、損益勘定留保資金はどのようなものを分かりやすいように書いてくれと、今、最初に言ったではないですか。その最たるものは減価償却費であると。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

減価償却費です。現金ではございません。

土生委員長（大野郡医師会長）

ですから減価償却費というのは、と説明するのが、一般的には一番分かりやすいわけですね。ですから原資とすると、損益勘定留保資金の大部分は減価償却が占めているわけでしょう。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

そうです。

土生委員長（大野郡医師会長）

それを言えば皆、分かるのではないですか。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

はい。

土生委員長（大野郡医師会長）

ですから、会計上はマイナスですけれども、現金としては残る部類だということを、皆さん分かるわけでしょう。それが分からない人にどうやって説明するかというと、これは非常に問題があるのですけれども、常識的には減価償却費が一番代表的なものであるという記載をすれば、かなり皆、理解するというふうに思うのですが。はい、平岡委員さん。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

今、おっしゃったことを分かりやすくまとめてくださいと頼んでいるのです。それだけです。簡単でしょう。

土生委員長（大野郡医師会長）

だから、説明はよいのですが時間もありませんから、もうあまり。端的に教えてください。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、よいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

もう僕はこの件で今日中には端的に文章がきちんとしていけばよいと思う。僕は（４）のところですね、委員長。（４）の３行目のところ「職員給与の見直しを実施する」とあるのですが、僕はぜひこの中に「手当」という言葉も追加してほしいと思います。給与ならびに手当ですね。どこかありますか、手当は。

倉原事務局次長

給料プラス手当で給与。

土生委員長（大野郡医師会長）

そう。給料プラス手当が給与費になっているのです。

藤島委員（大野郡医師会理事）

給与の中に手当と。はい。分かりました。ごめんなさい。はい。では分かりました。理解しました。

土生委員長（大野郡医師会長）

それと先ほど言っていたことですが、これは病院に、先ほどの外部監査の制度と、それから公募の制度ですが、これは意見が議論しても平行線でありますから、一応「公立医療施設評価委員会の中でさらに検討を続ける」ということでよいですか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕はできれば（７）に入れてほしいのですけれどもね。（７）に。その方がすっきりしますよ。その中で検討してくれということで、（７）として入れて検討してほしいわけです。

土生委員長（大野郡医師会長）

しかし、その（７）の公募の件は、これは「検討してほしい」ということで。外部監査制度の検討というのは、やはりこれは政令都市等であればですが、人口規模５万人に満たない新市で。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ですから検討してくれと。誰もやれとってなくて検討してくれと。それと、前、新病院会計基準の話をしたのですが、これは当然、もう近々導入されるようになっているのですかね、倉原さん。

倉原事務局次長

いずれにしても導入されます予定ですので。

藤島委員（大野郡医師会理事）

いや、でも実際にこれを本年度からやるはずが延びているわけでしょう。

倉原事務局次長

それはそうですね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

要するに公営企業法の会計基準だから、今言った損益勘定留保の話も出てきてよく分からないわけですから、いわゆるキャッシュフローということも含めて、いわゆるバランスシートという意味の民間のいわゆる会計基準ですよ。いつになるか分からないですよ、今のままでは。答弁でしょう。委員長、僕は、ですからいわゆる経営の透明化という意味で、そういう新病院会計基準の導入のことも意見で述べさせていただいたのですけれども、そのことが載っていないのですよね。それぐらいならば検討してもよいのですけれども、それも含めて僕はぜひ（ 7 ）に入れてほしいのですけれども。駄目ならば駄目な人の意見を聞いてください。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。では（ 7 ）に3つまとめて、新会計基準。

藤島委員（大野郡医師会理事）

外部監査制度。

土生委員長（大野郡医師会長）

外部監査制度。それから。

藤島委員（大野郡医師会理事）

病院管理者の公募。

土生委員長（大野郡医師会長）

病院管理者の公募を。

藤島委員（大野郡医師会理事）

検討する。

土生委員長（大野郡医師会長）

検討すると。そういう項目を入れるということに関して反対の方。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕は（ 7 ）に入れた方がはっきりしていただいて、非常に僕はよいのではないかと思っているのですけれども。前にありましたよね、委員長。意見として。全適にしたときに、うまくいっている所もあれば、いけない所もあると。前例としてですね。うまくいった所は、なぜうまくいっているか。その時に僕が言った、カリスマ管理者だという話をしたことがありますよね。

土生委員長（大野郡医師会長）

カリスマ管理者だけではないですけれども、かなりカリスマの人がやっていますね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ですから、やはりそういった意味も含めて人材を広く公募することと僕は言いたいわけです。ただ、全適にしたからうまくいく、一部適用では駄目だ。経営形態も大事ですが、やはり管理者ということが僕は大事ですね。いわゆる経営の責任だって、これは管理者がやっているわけですからね。そういった意味で僕は公募ということを申し上げているわけだし、新病院会計基準もやはりそういった意味もあるし、外部監査制度も同じ意味で僕は言っているわけです。

土生委員長（大野郡医師会長）

あの、訂正しておきます。別に全適、一部適用に限らず、独立行政法人、公設民営化でも完全民営化でも経営者が駄目だったらどのみち駄目です。すべての方式においてですね。それは全適だからどうこうではなくて、今から先も多分、どの方式を採っても経営者がよくなかったらそれは駄目ですねということで、方法論は、より経営感覚を発揮させる場として、よりいい条件を作ることはできるけれど、経営そのものの優劣はおっしゃる通り経営者の理念・姿

勢にかなり左右されることは間違いないから、この方式を採れば絶対に転ばなくて、この方式は絶対に駄目だという議論をし始めるとこれは逆戻りしますが、そういう評価付きでカリスマ管理者という、ありますね。埼玉なんかね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長。ですからそういった意味で（7）に僕は入れてほしいなとここでお願いしているわけで、もしそれが悪いという人がいれば、意見をお聞きいただければ幸いです。

土生委員長（大野郡医師会長）

委員長としては、それを全部（7）に並列項目で入れてしまうというのは、かなり厳しいのではないかという気がします。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長。厳しいというのは何が厳しい、何が厳しいのですか。はっきり言ってください。

土生委員長（大野郡医師会長）

かなり、特に、外部監査制度は今の現時点で、要求項目検討として入れるというのはかなり大変ですよ。現実問題としては、

藤島委員（大野郡医師会理事）

それは何が大変ですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

費用面と実施面において。

藤島委員（大野郡医師会理事）

費用はまだ分からないわけでしょう。

土生委員長（大野郡医師会長）

いや。数百万とあってよいですよ。

藤島委員（大野郡医師会理事）

いや、でもそれは分からない。

土生委員長（大野郡医師会長）

ですが、おがた病院では非常に今、ほとんど経営状態がまったく黒字だったらこんな問題にならなかったかもしれませんが、赤字経営が懸念されている。懸念されている中で審議されるという、外部監査制度を入れるという要求を入れるのは、なかなか厳しいのではないですかね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕は、何百万掛かるか僕は分かりませんが、そういうことも含めて調査して検討しようということを行っているわけで、あまり憶測で物は言わない方が僕はよいと思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

この数百万というのは憶測ではありません。ある会計関係に一応聞いてみました。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それは外部監査のお金ですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

どのくらい。最低でも、と。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それは委員長の知識ですよ。ですからそういうことも含めて調査して検討してほしいということを再三お願いしているわけでしょう。悪いという意見があれば、それはまた僕も意見を聞いて意見は考えますから。僕はぜひ、今言った（7）に今言った3つを入れて検討するという形で、僕自身はお願いしたいと思います。もし悪いというのであれば、悪いなりの理由を述べていただければ、それでまた考えます。

土生委員長（大野郡医師会長）

入れますか。よろしいですか。（7）として。はい。では（7）にそれを入れてください。では藤島先生、文章。

藤島委員（大野郡医師会理事）

文章は、ですから今言った「外部監査制度の導入および病院事業管理者の公募、ならびに新病院会計基準の導入を検討する」と。新市に移行後ですね。何、もう一回。「新市に移行後、外部監査制度の導入および病院事業管理者の公募、ならびに新病院会計基準の導入を検討する」。「検討していただく」という方がよい。するかしないかというのは、これはまたちょっと埋めて判断していただいた方がよいわけですからね。時期尚早となれば時期尚早でしょう。その時点でね。はい。「検討する」というのはそういった意味ですから。

土生委員長（大野郡医師会長）

（6）はどうしますか。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

はい。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

自分で一生懸命、これを書き直してみようと思って努力してだいが書いたのですが、やはりこれはポストを日本語で書けということと同じように非常に難しいことが分かりましたので、これは経緯の中で、この損益勘定留保資金とはどういうことだということをやっと説明をしていただくといいわけにはいかないですか。この本文は本文のまま生かして。報告書は生かして。

土生委員長（大野郡医師会長）

かっこを付けて「経費として計上されるのは現金支出を伴わない」という表現を、かっこを付けていただいたらどうですか。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

その辺がプロではありませんので、三宮さん。

土生委員長（大野郡医師会長）

ごめんなさい。プロである後藤先生にお伺いします。どうでしょうか。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

どうでありますか。

後藤委員（公認会計士）

僕は原資の分、原資しか見なかったから、貸借対照表から見たから、先ほど三宮さんが言ったような意味の、ただ資金から、という意味で言ったのであって、資金からみたら、先ほど言った流動資産からこういうものが出るということで、そうすれば分かりやすいかなと思ったから言ったのであってですね。要するにこの損益勘定留保資金というのは、確かに分かりづらいと思いますから、それともうひとつ脚注を付けて、今いわれている、かっこ書きをして説明をすればよいと思いますけれどもね。

土生委員長（大野郡医師会長）

先生、どういうふうにまとめたらよろしいですか。

後藤委員（公認会計士）

まとめは。

土生委員長（大野郡医師会長）

答弁はよいのでまとめてください。ですからそういうことを聞いているのではなくて、皆にはできるだけ分かりやすいようにかっこ注を付けてください。あと、下に脚注でよろしいですか。では、（６）の下に、脚注を付けることにしたそうです。で、ポンポンと「損益勘定留保資金は」うんぬんと。ではそれは後で発表させます。報告書に関して、ほかに何か。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ちょっと委員長、もうひとつ確認。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

その原則公開というのは分かったのですが、下から３番目の「具体的構成等の内容は、新市に委ねられることになるが」というところを、できれば僕はこれを外してほしいと先ほど言って、それもそのままだったのですけれども。これは言い出したら全部そうですよね。こういうことも含めて全部。これは先ほど言うように大前提として、僕はぜひここを外してほしいのですが。僕個人は、これは当たり前のことだけれども、これを言ってしまうと全部話が元に戻ってしまうわけで。ですから新市に委ねるうんぬん。

土生委員長（大野郡医師会長）

これは外してよろしいですか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

外してください。

土生委員長（大野郡医師会長）

外したら悪いという人。ではこの「具体的構成等の内容は、新市に委ねられることになるが」という文を省くのです。「また清川診療所の経営形態を含めた経営状況の検証も行う」。そこで終わりです。それで。

藤島委員（大野郡医師会理事）

後は原則公開という文言。

土生委員長（大野郡医師会長）

原則公開。原則。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ここまで具体的に文章はいいいでしょ。

土生委員長（大野郡医師会長）

うん。それで「具体的構成等の内容は、新市に委ねられることになるが」というのはどけます。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員も、ほら。

土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっと待ってください。「本委員会は原則情報公開とし、地域医療確保の観点から設置者・管理者・民間関連団体」。それから先ほど言いましたけれども「会計士等の専門家を含めた、開かれた委員会が望ましい」と。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「望ましい」ではなくて、「委員を選任すべき」と。これもはっきり書いておいて。

土生委員長（大野郡医師会長）

「選任する」は、これはちょっと難しいですね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「望ましい」と書いてほしくないな、僕は。あいまいですから、「望ましい」は。

土生委員長（大野郡医師会長）

でも、これはこの前の委員会の中で、構成内容までは言及できないという、一応判断が出ていますから。

藤島委員（大野郡医師会理事）

いや、できないのではないかという話だったでしょう。

土生委員長（大野郡医師会長）

いや、それはもう、かなりある程度、市の権限に任せないと、全部がなじがらめにしてしまうわけにはいかないということだったので。ここに関しては、やはり原則、切るだけですね。「本委員会は原則情報公開とする」。それで「本委員会の」。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員会の資料でしょう。委員会。委員会の資料。

土生委員長（大野郡医師会長）

委員会の資料はいいです。ですから原則公開をするというのは別立てで、それはよいと思いますから。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員会の資料をね。

土生委員長（大野郡医師会長）

うん。ですが、この構成員に関してはやはり「望ましい」と。誰を選べというところまではいえないと思います。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ただ。よいですか、委員長。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

やはりある程度、今、話を聞いていると、この評価委員会というのはすごく大事な委員会になると思うのですよ。やはりそこは、できれば僕は「望ましい」ではなくて、やはり一番最後の文章ですから、はっきりした文章に僕はしてほしい。

土生委員長（大野郡医師会長）

それはそうかもしれませんが、構成員に対する権限は、要求の段階は出ないと思います。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ですが、そこまでいえば、全適にするなんて話も、新市の市長が。

土生委員長（大野郡医師会長）

全適は、これはちょっと意味が違うと思いますね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

いや。それは「経営形態も含めて総合的に検討する」ですから、僕はその「総合的」の中に入ってよいと思うので、僕個人は、僕はできれば「望ましい」ではなくて、はっきり書いていただきたいと思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

この委託事項から少し、委員会の構成メンバーまで決めるのは、委員会のいわゆる付託事項から少し外れると思います。ただ、この辺は「望ましい」という意見にとどめた方が僕はよいと思います。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕はそうしません。

土生委員長（大野郡医師会長）

ですから、この原則公開とかいうことは必要事項だと思います。情報、経営状況の検証も行うと。「本委員会は、資料は原則情報公開とする」と。そこまではよいと思います。ただし「地域医療確保の観点から設置者・管理者・民間関連団体、ないしは専門の会計士等を含んだ、開かれた委員会を設置する」というところまではちょっと要求は難しいのではないかと思います。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「委員会を設置する」。その文章はよいではないですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

いや、でも駄目だと思います。

藤島委員（大野郡医師会理事）

なぜ駄目なんですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

それは付託された諮問内容の、ちょっと委員会の構成メンバーまで決めるといのはちょっと権限がないのではないですかね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

付託された諮問というのは、具体的にどういうことですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

そこは先ほど、もう何回も確認しましたがね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕はそう思わない。今言ったように「設置する」で僕はよいと思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

それが会長が追加でここまで付託すれば、別にそれはよいと思いますけれども、現時点では追加と付託はないので、構成メンバーはちょっと厳しいと思いますよ。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それは委員長の考えで、僕はよいのではないかと思うのですけれどもね。

土生委員長（大野郡医師会長）

ただ、やはり、確かにそれはいろいろなことを付けることはよいのですが、やはりこの報告書の中にも、原則として判断して、何でもよいというわけにはいかない。報告書の信頼性ということにもちょっと影響が及ぶのだと思うのですね。ですから経営の改善、経営の向上、これはもう範囲の中で、この病院評価委員会の設置ということはチェック機能として絶対私も自分の意見としては出さなければいけないということはあったのですけれども、この構成メンバーは確かに重要な問題です。ですがこれは非常にまだ法的にも、公立病院評価機能の委員会の位置付けというのは、ここであまり厳密には決められない。位置付けはあまり厳密には決められないということは、構成員も厳密に、ここで決めようとして述べることはよいけれども、規定することはなかなか難しいのではないですか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それを決めるのは市長や議会が決めると思うのです。でもやはり、ここまで僕は皆で議論して、意見を出し合って最終答申としてしようと思った時に、やはり最後の言葉は僕は「望ましい」という言葉で終わってほしくない。もう少しはっきりした言葉。何かよい言葉はないですかね。その辺の言葉で。いわゆる文言の問題だと思うのですよ。言葉遣いに問題が。

土生委員長（大野郡医師会長）

これは明確ということではなくて、権限を越えないために「望ましい」という表現をしているわけです。

藤島委員（大野郡医師会理事）

よいですか。「設置者・管理者・民間関連団体を含めた」。

土生委員長（大野郡医師会長）

あとは先ほど、内部監査の問題もあったから「公認会計士等の専門家も含めて」。

藤島委員（大野郡医師会理事）

では「民間関連団体を含め」。

土生委員長（大野郡医師会長）

「民間関連団体および「公認会計士等」の「等」は、

藤島委員（大野郡医師会理事）

公認会計士。

土生委員長（大野郡医師会長）

公認会計士。「専門家である公認会計士の」。

藤島委員（大野郡医師会理事）

いわゆるここで「民間関連団体」といったときに、もう公認会計士といってしまうと、この地域には後藤先生しかいないでしょう。この地域だけでいえば、その方がよほど限定している。

土生委員長（大野郡医師会長）

私は、あえて後藤先生の選任を妨げるものではありませんけれども、その表現では何も大野郡、それは当然この中から選ぶことになると思いますけれども、言葉上でいえば、後藤先生が忙しくて多忙だと言え、別に後藤先生でなくてはいけないということではなくて、これはきちんとそこは提示しないようにして。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ある意味「民間関連団体」というのも、どちらかというとはやはりあいまいな書き方ですね。これは、この文「設置

者・管理者・公認会計士」とすればはっきり分かるわけだけれども、「民間関連団体」というのはある意味、どこの団体と指定したわけではないから、それは今言った、市長の裁量権で決めるわけでしょう。

土生委員長（大野郡医師会長）

これははっきりしていないと、市長の裁量権をあまり侵害しないで。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ですから「民間関連団体」ということは、これは市長の。

土生委員長（大野郡医師会長）

ですからそういう意味で「民間関連団体」と書いているのですが、会計士も、後藤会計士さんと、後藤先生と指定できないのと一緒にということで「民間関連団体」として避けたのです。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ですから「民間関連団体」というと、ある意味ここであいまいになっているわけですから、市長に裁量権を持たせた形になったら、ここから委員を選任するということは、僕は委員を選任するということが、僕は市長の権限を侵すことにはならないと思う。「民間関連団体」とここで譲っているわけでしょう、一步。市長に対して。ここはこれでよいのではないですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

「設置者・管理者」というのは規定していますよね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ですからここは「管理者」。これはもうある意味、病院の要ですよ。市長であり、病院管理者というのは要でしょうから。いわゆる経営改革を行うには、この要の方が入っていないといけないという意味で、これはこう書いてあるわけでしょう。それプラス「民間関連団体」。これは非常にぼかした書き方ですね。医師会か、それは分かりません。それは老人会か、区長会か、連合会かそれは分かりませんよ。それはそこで市長が決めればよいのですから、嫌いな医師会を外したいといえば、それはできるわけでしょう。ですからそこは市長の裁量権を残したわけで、そこから委員の選任をするのですから、僕は問題はないと思うのですけれども。どうですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

そうしたら、もう少しあれしたら。「民間関連団体」ないしは「専門団体」。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「有識者」。

土生委員長（大野郡医師会長）

それに「有識者」。

藤島委員（大野郡医師会理事）

から「委員を選任する」ですから。

土生委員長（大野郡医師会長）

もっと「有識者」とか聞けば、何をもって有識者と、どこで思う有識者と、何をもって専門として有識者とする。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それはそうだけれども。だから皆、外部団体は皆ぼけているわけですから。そこから委員を選任するということになると。

土生委員長（大野郡医師会長）

これは本来的には、あまり規定した人選をこちらで要求するということは、やはり少し権限を越えると思いますね。ですから地域医療の観点から「設置者・管理者」というのは実際規定しているのだけれども、これは常識的に考えて「設置者・管理者」というのはあれですから、ここは委員会。でもどこから選べというのはやはりちょっと。

藤島委員（大野郡医師会理事）

では「民間関連団体等」から委員を選任するのはどうですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

嫌いな「等」でいくのですか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

嫌いなというより、あいまいにしるというのは自分だからさ。「民間関連団体等から委員を選任する」。最後の言葉は僕は、最後の言葉ははっきりしたいわけです。「選任する」という言葉は、実際は、譲ってくださいよ。「民間関連団体等から委員を選任する」。最後の文章は、僕はきちんとした方がいい。

土生委員長（大野郡医師会長）

これはもうはっきり言えますけれども、現時点で病院、これは経営形態は別ですけども、実際にこれは実現すると思いますが、公立病院評価機能委員会の設置ということは、これは現段階でどのくらい法的根拠。法的根拠はないでしょう。

藤島委員（大野郡医師会理事）

言い出したらすべてだもの。ですから「民間関連団体等」から委員を選任すべきです。結果的には一緒のことです。言いたいことは、だって委員会をつくれば、委員がいなければ委員会は成り立たないわけでしょう。委員を選任しなければ、委員がない委員会などはないわけですから。ですから「民間関連団体等から委員を選任する」という言葉だと僕はよいのではないかと思うのですけれども、意味が一緒ですよ。基本的には、意味がまったく一緒ですよ。ここに市長の裁量権を残しているわけです。言い出せば、全部の言葉がそうなるわけで、すべての。せっかく最後、もうまとめようというところにきているところなのですからけれどもね。

土生委員長（大野郡医師会長）

まだ経緯の部分があるのですけれどもね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

これ、どうですか。民間。委員長。「民間関連団体等から委員を選任する」にさせていただきませんか。僕はその方がすっきりしてよいのですけれども、最後の終わりに、意味が一緒だと思うのですけれどもね。僕自身は。

土生委員長（大野郡医師会長）

私は委員長として、この病院評価委員会の設置ということにはむしろ積極的というか、これは必ず必要だという考えです。ただしこれは厳密にいうと、これはひとつのチェック機構として挙げているわけですが、先ほどの付託事項の中に「公立医療経営のあり方に関する事項」というところに、強いていえば入る可能性はあるのですけれども、ここで構成委員まで、ここで付託事項として規定するというまでの権限はちょっと厳しいのではないかと思います。

藤島委員（大野郡医師会理事）

よいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

ですから少なくとも、この経営評価委員会の、経営のひとつのあり方に関する事項として、チェック機構と取り入れるということは付託事項の解釈として成り立つけれども、またその中で、この中で、今、審議されたことに関して検討するということはいえるのですけれども、構成委員とかいうことになると、ちょっとそれからかなり苦しいというか、離れてくるのではないかと思いますから、少しあいまいな書き方でした方が、権限を越えないのではない

かという意見なのですがね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

でも僕は逆で、このやはり委員会というのは大事ですから、やはりここはチェック機能として成り立つような委員を選任することが僕は非常に大事だと思うのですよ。

土生委員長（大野郡医師会長）

それはもう正論だと思います。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ですから僕は。

土生委員長（大野郡医師会長）

ただしそれは、ここの会長である芦刈町長が、この委員会に対して、委員会の検討事項として付託してくださいということを言っていたら、当然この会で付託事項として検討します。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、よいですか。僕はですから、まだ明らかに見ていないわけですよ。ですから第2条の、今おっしゃったように第4項ですよ。「経営のあり方に関する事項」と。僕はこれに入れてもよいと思うので。僕は、ですから今言ったように。ですから、はっきりしてはいけないと言うから、「民間関連団体等を含めた中から委員を選任する」。「等」を入れれば、少しぼかして僕はいいと。

土生委員長（大野郡医師会長）

それよりか先ほどの、かなり現実的に厳しい(7)の項目の方が、付託事項としては正当性が僕はあると思いますよ。新会計基準の導入、それから外部監査制度の導入を検討するという方が、この経営のあり方という意味でいえば、かなり妥当性がある。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それは経営のあり方ですから。ですが今言ったように、こういった委員会は、僕は何度も言うように、大事だからここここは、でも百歩譲って「民間関連団体等」と言っているわけで。はっきりいえば、言葉の調子で僕はそれはもうすっきりするのですよ。ですから「委員を選任する」としていただいた方が。「望ましい」とは、結局「望ましい」とは同じことですよ。ある意味、内容的にはね。

森委員（大野郡5町2村商工会代表（朝地町商工会長））

ちょっとよいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、森委員さん。

森委員（大野郡5町2村商工会代表（朝地町商工会長））

今、藤島先生が言われたのですけれども、やはりこれは「民間関連団体等を含めた」。それを限定すると、ちょっとひとつ、実際あるかどうかは分かりませんが、例を申しますと、例えば議会の代表を入れたいとかいうところに、その委員を選ぶ団体を決めてしまうと、ちょっと具合が悪いと思うのです。それでこの「民間関連団体を含めた、開かれた委員会が望ましい」という、この文章で私はよいと思います。「何々から委員を選任する」と決めてしまうのは、ちょっと越権行為ではないだろうかというふうに私は思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

では坪山先生、どうぞ。

坪山委員（大分県立三重病院長）

僕はこの評価委員会の項目を載せてますよね。その中に「直ちに設置する」と書いてあるのですよね。委員会が設置するのですよ。これはですから「委員会が直ちに設置する」ということはこの中に書いてあるわけです。本来は、今、ここの議論を聞いていると「設置者・管理者・民間関連団体」という項に入れるのが問題になっているのか、委員会を今、藤島先生は「設置する」にしようとおっしゃる。

藤島委員（大野郡医師会理事）

いや、「委員を選任する」。

坪山委員（大分県立三重病院長）

そういうことですか。今、先ほど「委員会を設置する」とおっしゃったけど。

土生委員長（大野郡医師会長）

いや、「望ましい」ではなくて、「選任する」とか「設置する」という、はっきりした、断定的な発言。

坪山委員（大分県立三重病院長）

設置するとなると委員会になりますよね、委員ではなくて。「選任」に先生は変えられたから。「等」というのが。議論が今、よく分からないのだけれども、構成メンバーにわれわれが言及するかということだけに限るわけですね、議論は。

土生委員長（大野郡医師会長）

そうです。

坪山委員（大分県立三重病院長）

ですから委員会とかそういうことではないですね。

土生委員長（大野郡医師会長）

そうです。委員会の設置はもう協議されていますので。はい。

坪山委員（大分県立三重病院長）

では構成メンバーに言及するかどうか。

土生委員長（大野郡医師会長）

言及するかどうか。言及するのが「望ましい」にするか、「設置する」という断定にするかということ。

坪山委員（大分県立三重病院長）

構成メンバーに言及する。今言ったような民間関連団体とか、非常にあいまいな表現が多いですよね。あいまいな表現なのにそれを断定するということをですね。文脈からいけば何となく全体としてあいまいですよ。

藤島委員（大野郡医師会理事）

よいですか、委員長。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕はもっとある面ではっきりした文章にしたいと言っているのですが、それはできないとおっしゃっているから、僕はそういうふうには譲っているわけです。「民間団体等」と譲っているわけです。はっきりと。だってもっと言ってもよいのであれば、僕はもっとはっきりした文章にしますよ。言ってよいのですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

ただ、これ、委員の選任事項は監査機能の、チェック機能の付託まであればよいのだけれども、これは、やはり監査内容からは、僕は、ずれると思うのですけれどもね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、よいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、どうぞ。

藤島委員（大野郡医師会理事）

今、坪山先生がおっしゃった通りで、委員会を設置するわけですよ。委員会を設置するには委員が要るわけですよ。僕はそのことを言っているだけのことではないですか。ですから、委員会をすることははっきり言っているのですから、そうであれば委員を選任しなければ委員会ができるわけがないではないですか。その委員について言及しようというのが、今のこの意見でしょう。ですから別に何ら僕は問題ないと個人的には思うのですけれども、ですからちょっとはっきり言うなというから「民間団体等」と僕はちょっと一歩引いただけのことで、「等」から委員を選任しているだけのことですから。委員会は委員があって成り立つわけでしょう。そう考えてみたら、僕はそう難しいことを僕は申し上げているわけではないと思うのですから。そこまで越権行為だということではないと思いますよ。

坪山委員（大分県立三重病院長）

議論はなかなか僕は止まらないと思うから、「地域医療確保の観点から設置者・管理者・民間関連団体等から、委員を選任することを強く切望する」はどうですか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

先ほどから言っているように、最後の文章ですから、ここはやはり終わりがすっきりしたいということを行っているわけです。再度あいまいになりたくないから。

土生委員長（大野郡医師会長）

それは詭弁ですけれどもね。そしたらこうしましょう。「清川診療所の経営形態を含めた経営状況の検証も行う。地域医療確保の観点から、この会の委員は設置者・管理者・民間関連団体を含めた委員会が望ましい。ただし、この委員会の開催と情報は、情報公開の理念に基づいて、原則一般公開とする」。断定的ですよ、最後は。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それは委員長、ただ文章をひっくり返しただけです。

土生委員長（大野郡医師会長）

最後の文章があいまいだと言うから、最後の文章を入れ替えたらすっきりする。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕は嫌だ。「望ましい」という言葉を入れたくない。ここはやはり、だってもう委員会をつくるといっているのだから、でしたら委員の構図が、これがよいのではないかと知っていることを提案しているだけです。ですから百歩譲って「等」と入れたわけですから。そしたらその中で、いろいろな裁量権で決められるわけでしょう。議会代表を入れてもよいわけですよ。その中から。

土生委員長（大野郡医師会長）

どうですか。ほかの方の意見もちょっと聞きましょう。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕はそう思う。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、佐伯町長さん。

佐伯委員（大野郡5町2村村長会代表（大野町長））

これは「望ましい」ということでありますので。「設置者・管理者・民間関連団体等」ですか。これが「望ましい」という意見を付けてあげるの、これはよいと思うのですけれども、現実には、これは自治体の長が任命をするわけですね。そうすると、いや民間関連団体よりも、もう少し私は専門家ぞろいの委員会にしたいといったときには、これはほごになるのですよ。ですからね。そこはやはり、きちんとその辺は、特に自治法174条、「専門委員のつくり方について」ですね。「学識経験を有するものの中から市長がこれを選任する」ということになっておりますのでね。ですからこれに踏み込んで、われわれがここまでこれを選びなさいとかいうことをいっても、これは実際無効なのでですね。ですから、無効ですけれども、こういうふうに、こういうメンバーを委員会として選んでくれないかということのを要望として、これを盛り込むということはこれは結構なことだというふうに、その域を出ないわけ。これは藤島委員さん、いくら推して断定してくれと、選ぶということを書いても、それは現実の問題としては実現をしない可能性が非常に多いということで、これは「望ましい」ということで、この域でとどめるべきだと思います。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それをいってしまうと答申書全体が全部無意味になるわけですから、僕は、もっと正直に言えば、このままのこの委員の民間委員がスライドしたら僕は一番よいと思っています。正直いえば、僕の考えでね。この中の民間委員がそのままスライドしたら、僕は一番、この評価委員会の形で、僕は一番、僕の考えの中では望ましいと思っています。ただ、それはちょっと先ほど来、せんえつだとおっしゃっているので僕はこれを譲っているわけですから。ですから「民間関連団体等」という形で申し上げているわけですから。僕自身の考えをこの委員がそのままスライドすることが一番よいと思いますよ。この中の民間委員が、それは僕の考えです。

土生委員長（大野郡医師会長）

これは確かにそれはその考えで、僕も一理あると思います。せっかくここまで皆勉強して、この知識についてかなり専門知識を持った人に皆育ったわけですから、それは一理あると思います。ただし、私がこれだけ頑固に言うひとつは、進言しているのは、やはり答申書というのはやはりこの検討された、付託された事項が、かなり厳しい文だけに、これはきちんと、やはりきちんとした根拠に基づいて、この報告書は提出されたということは大前提であります。ですからこの非常に経営形態、付託された事項に関しては、かなり厳しいことを述べてもそれは付託されている事項であるから、当然の権利としてよいわけです。この、たった最後の一行の文のために、この委員会の結論は厳しくするあまりに権限を越えているという判断をされるよりは、ここは譲って、もうこの委員の選任に関してはきちんと新市の市長に、ある程度の権限を任せて、ここはあくまで委託の状況としてお願いしますの形で出しても、僕は良識的な判断としてこの報告書がまとまると思うのですが。ですから権限に付託されたことを故意に甘くすることは僕もちょっと反対ですけれども、ここの最後の部分に関しては、これは現実問題、先ほども言いましたけれども、この委員会の組成を、ある程度性格を決めることは別にこの文章を書いても書かなくても、それは設置する方のこれは公約に近い部分がありますから、それはおのずと郡民が評価することだと思いますから。ここのところはあまりこだわって、この全体の報告書の力をかえてこの一言で落とすよりは、ここは、民間団体うんぬんのところは確かに私ももう少しきちんと書くべきで、「有識者・専門家」というふうに書いてもよいのではないかと思います。この「民間関連団体を含めた」という表現はちょっと私も検討を要すると思いますが、「委員会が望ましい」の方を私としては推奨したいのですが。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

今、おがた病院に関して、または清川村診療所に関して、書いていることは、いわゆる「寄与すべきである」とか、「必要である」とか、「再検討する」とか、「努める」とかいうのは、終わることの最後にちょっとあいまい

なのでですね。その中でこの評価委員会が、チェック機能としてそれを今後評価していくということですから、この評価委員会は非常に大事なのですよね。ですからその人選というのは特徴的に大事だと思うのですよ、僕個人は。その委員会が生きるも死ぬも、人選の賭けだと思うのですよ、僕個人はですね。でしょう。人選をあいまいな人にしたら、それこそ、その委員会はそのまま死んでしまうわけですよね。僕はそう考えます。僕の考えとしては、

土生委員長（大野郡医師会長）

ではどうしてもですね。ちょっと待ってください。佐伯町長さん、先ほど佐伯町長さんが言われたあれは、どこの項目に入っていますかね。先ほどの「有識者を」。174条ですか。何条ですか。

佐伯委員（大野郡5町2村町村長会代表（大野町長））

例えば「望ましい」が悪ければ「開かれた委員会とすべきと考える」とか、そういうことで意思表示が。

土生委員長（大野郡医師会長）

違う。先ほど読まれた、その資料の選任の件はどこに規定、何条に規定されていますか。

佐伯委員（大野郡5町2村町村長会代表（大野町長））

自治法の158条と174条ですかね。

土生委員長（大野郡医師会長）

ではこうしましょう。「望ましい」という意見があれば「地域医療確保の観点から設置者・管理者・有識者・専門家・民間団体等より」。158条ですか。「自治法158条にのっとり市長が設置する」。それであればよいでしょう。それでどうですか。はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

今、佐伯町長さんがおっしゃった「開かれた委員会」というのは、その前の「情報開示」に掛かる言葉ですから「情報開示が望ましい」となっているけれども、それは委員の選任。

土生委員長（大野郡医師会長）

原則、その「委員会と委員会の資料は、原則情報公開とする」。そうしたら法律に触れない。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ですからその委員会、委員の選任は、今言ったように地方自治法にのっとりするというのでしょうか。

土生委員長（大野郡医師会長）

そうです。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それはある意味、この専門委員会の選考委員の理屈もそうなの。

土生委員長（大野郡医師会長）

ですからそののですね。もう「設置する」という表現にするのなら「地域医療確保の観点から設置者・管理者・民間団体・専門家・有識者の中より、自治法158条にのっとり委員会を設置する」。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、よいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

これは、地方自治法は間違っていないですね。それを確認しないと、ちょっとでも間違っていたら大変なことになるから。

土生委員長（大野郡医師会長）

確認してください。その確認で、その条例を入れます。

藤島委員（大野郡医師会理事）

その条例の内容を見せてください。それを見ないと私は確認できない。その文面を見ないと、僕は、だってその、158条にのっとってやるというのなら、158条を見せてください、僕に。そうでないと確認できない。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。では今、確認をします。その間に、こちらの経過の方にいきます。

後藤委員（公認会計士）

ちょっと。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

後藤委員（公認会計士）

先ほどの（6）の件なのですけれども、こういう文章ではどうでしょうか。「減価償却費等により、留保された資金は繰り上げ償還等に充当する」と。

土生委員長（大野郡医師会長）

その。「等」を入れないという意見です。

後藤委員（公認会計士）

「等」は問題ですか。ですから「損益勘定留保」というとややこしいので「減価償却費等により、留保された資金は繰り上げ償還に充当する」ですか。「等」は、やはり必要ではないですか。器械が何かを入れたりするのに。

土生委員長（大野郡医師会長）

では、一目的であれば「繰り上げ償還に充てることを原則とする」という表現しかないです。だって、例えば国が1億から、そんなもの要らないといわれたらそこからね。

倉原事務局次長

先ほどからちょっと説明しております。まず資本的収支の不足を埋めるというのが、留保額のまず大前提でありますので、何度も繰り返しますように、繰り上げ償還だけに使うという規定は。

土生委員長（大野郡医師会長）

ですから「原則」というのを入れればよいでしょう。

倉原事務局次長

いや、ですから、原則論としては資本的収支の不足を埋めるための資金であります。それが貯まっていくと。貯まっていっていった場合にどう使うかというところで、繰り上げ償還という手があるのではないかということであったと、平岡委員のご意見も。そういうご意見だったと思いますので。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

私は、ごく簡単に、この留保資金とはどういうものかということが、その報告書が外に出たときに分かりやすい言葉で言い換えられないかということだけです。ごく簡単。

倉原事務局次長

失礼しました。第10回の時の平岡委員の意見が、そういう貯まる内部留保を繰り上げ償還にという。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

ですからこの中身について、何も言っているのではないのですよ。分かりやすく、言葉を変えられませんかと言ったのです。ですから変えられなければ、これはそのまま生かして、経緯の中で説明すればよいのではないですかと。

土生委員長（大野郡医師会長）

すみません。申し訳ないですけども、倉原さん自身がこれに反対する立場ではありません。ちょっとこれは、今、先生が言われた「減価償却」に変えるという解説をする。

後藤委員（公認会計士）

いや。減価償却等が内部留保ですからね。病院に留保された資金は、それが悪ければ繰り上げ償還等ということですけれどもね。

土生委員長（大野郡医師会長）

それは平岡委員さんの言った「損益勘定留保資金」という表現を分かりやすく。

後藤委員（公認会計士）

「損益勘定留保資金」といえば、ちょっとややこしくなってしまうのではないですか。単純に減価償却等で生まれてきた資金という意味ですね。

土生委員長（大野郡医師会長）

一番よいのは、内部損益勘定留保、カッコ、大まか、点々、約、イコール、減価償却プラス、エトセトラと書いているのが一番わかると思うのですけれどもね。

森委員（大野郡5町2村商工会代表（朝地町商工会長））

それは先ほど、脚注を入れるということで大体、文を練ってするということだったでしょ。

土生委員長（大野郡医師会長）

ええ。ではちょっと、脚注は出来ましたかね。出来ていないそうです。それでも、今日出さないと。ちょっと、では今、もう一回それを検討している間に、こちらの経緯報告。「委員会最終報告の経緯」、こちらの方にちょっと移ります。もう。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

違います。ちょっとまだあります。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

最初の「以上の報告事項を実施するための検証機関として、新市発足後、直ちに病院評価委員会（仮称）を設置する」というふうに、「直ち」を前に出してほしいのです。これは文言だけの問題ですけどもね。「委員会を直ちに設置する」ではなくて、時間経過という問題でありますので「発足後、直ちに」ということにしてほしい。「新市発足後、直ちに」。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。これはよろしいですか。はい。では改定します。はい。「検証機関として、新市発足後、直ちに公立医療機関評価委員会（仮称）を設置する」。はい。そういうふうに改定致します。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

それから。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

もうひとつですね。もう報告書は終わるようではありますが。

土生委員長（大野郡医師会長）

いえ、終わりません。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

いえ。経緯をやるのでしょうか、今度。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、そうです。経緯をやりますので、報告書はまだ内部留保金の確認をして。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

それで、まとまったら報告はいつ、どういう形で行うのかちょっとお伺いしたい。

土生委員長（大野郡医師会長）

それは、答申を私がこの報告文を読んで、（報告）致します。経緯の方は、私、長時間読むのはあれですので、この経緯の方は事務の方に読んでいただきます。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

ああ、そういう。

土生委員長（大野郡医師会長）

私は同席致します。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

そういうことで。

土生委員長（大野郡医師会長）

すみません。これは私も、恥ずかしながら老眼で、眼鏡を外した状況で、眼鏡を掛けないと前に進めません。前に立てば眼鏡を外して、この文章を見るとちょっと切ると、それでできなくなったりするものですから。できるだけもう報告文だけにしたいと思います。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

それでは次回の合併協で行うわけですかね。はい。了解しました。それから大変申し訳ありませんが、私は4時からもうずっと連続で入って気分が悪いので、ここで退席を許していただけませんかでしょうか。

土生委員長（大野郡医師会長）

私は医者ですから、気分が悪いというものを無理に引き止める権限は私にはありません。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

それでは、大変皆さん頑張っていらっしゃるのですが、ちょっと今日は気分が悪いので退席させてください。お願いします。

土生委員長（大野郡医師会長）

無理には引き止めませんが、平岡委員さん、脚注を今、読みたいと言うのですが、そのくらいは余裕がありますか。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

ありますけれども、思考能力がないのです。第一番に。聞いても何も。

土生委員長（大野郡医師会長）

いや、一応。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

藤島先生をお願いします。その辺の判断を。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、ちょっとよいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

平岡さんはあんなことを言っているけれども、これは今までの12時と同じようにまだやるわけでしょう。そこをはっきりしてくださいよ。もうやめるならやめる、やるならやると。

土生委員長（大野郡医師会長）

そうですね。私も12時、1時までやる気はありません。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ちょっとよいですか。この間、委員長はこれは2時間で終わると言ったのですよ。この間。まとめが出来れば。

土生委員長（大野郡医師会長）

私はそれは非常に、私の失言と責められるかもしれませんが、先ほども言った「望ましい」とか、はっきりいってあまり大した意見、具体的に観点の違いはありますが、この辺のところを含めるとやはりちょっと厳しいですね。

土生委員長（大野郡医師会長）

廣瀬委員。

廣瀬委員（大野郡老人クラブ連合会長）

はい。私の気持ちとしては、先般、この法案を作る5人の委員を選任をお願いしました。そういうことで、それはいろいろ意見もあると思うのですが、1時間47分も時間をオーバーして検討した結果が何だったかというようなことが、今、私はそう思うのです。専門家をお願いしてですよ。5人でやって、ここを7時に始まるのが8時47分に始まっているのですから、事務局は苦しい弁解をしておりましたが、これが何だったかと。それはいろいろあると思いますよ。どこかいいところである程度の結論は出ているのですから、やはり妥協点を見いださなければ、これは明日までかかっても駄目です。私も平岡さんと同じ、今日が出る時に血圧が215に上がったのです。土生先生は、私、通院しておりますから、先生がいればとちょっと思っただけで行ったのですけれども、まだ終わっていないということで三角先生に血圧の変化を診ていただいてご指導いただいたのですが、ちょっと緊張しますと血圧が上がるといいます。215に上がってから自分で運転できなくて、心配になってタクシーで私は来ました、ここに。1,560円払ってですね。帰りも予約してあります。しかしもう予約の時間も、1時間半も2時間も過ぎております。もうどこかで妥協しないとこれは取り返しが付きません。5人の皆さんをお願いしたのです。その付近を、5人のご意見を、やはりある程度、皆さんで尊重してここに集まっているのですから。そういうことです。

三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））

おっしゃる通りですね。私は副委員長として、一応ご推薦したいと思います。やはり委託した方々のご意見と、それから尊重して、結論は委員長にお任せしたいということで行くと、そういうことをぜひお願いいたします。

土生委員長（大野郡医師会長）

委員長の結論で一任でというのは、私はお断りいたします。ちょっと待ってください。こうします。これは本当に、皆さんを待たせることを覚悟で、かなり慎重に検討致しました。ですから今、しかしこれは私も結論ですから、最後のチャンスですから、今までに前回まで、今回を前回までに議論されたことを基に答申をまとめるという大原則でやりました。しかし報告に関しては、かなり今話していることは、今まで議論した中でどちらかというところある程度決着の付いたことの再燃だと思えます。例えば、この中で外部監査制度の導入等は、前回の意見では付帯意見として併記するという結論で皆さんは了承したと思えます。しかし今回の討議の中で、一応ナマの中で、付帯事項としてよりは少し強い段階に入っています。こういう蒸し返しをやっていくと、これは最後まで終わりません。もう、その付帯事項に関する討議はもう今出ている分だけです。報告書はもう打ち切る方が適正だと思います。それからもう今回のこの経緯についても、今言ったよほど重要なものでない限り、前回までの意見をベースに、今日新たに討議して結論を変えるということは前回の話では出ておりませんから、この経緯に関しては事実とは、今までの結論とは違うということに関しては討議を受けませんが、また表現の討議にしましても、その表現の討議は結論を大幅に変えるものであれば、もう時間的な制約の中で、お断りしたいと思います。はい。ですからこの、今、この2つは原則的に終わりますが、先ほど言った、のところを読んでください。

倉原事務局次長

委員長、ちょっともう長い文章になりますので、今、打って、それで皆さんに見ていただいた方がよろしいかと思えます。どうでしょうか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。ではすぐ打って回してください。その間に、こちらの経緯の方を審議致します。はい。時間が差し迫っております。これに関して、表現上、または前回までの結論と違うという意味での意見をまず受けたいと思えます。ちょっと目を通してください。

藤島委員（大野郡医師会理事）

前回と意見が違うのではなくて、先ほどのその(7)に入れていただいたところを外していただきたいのですが。下から12行目ぐらいかな。「その他」に「外部監査制度の導入、および病院管理者の幹部の公募」等々があって「意見として付帯する」という、これを外して下さい。報告書に入れていただいたのですね。

土生委員長（大野郡医師会長）

うん。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それを取っていただいて、これも消してくださいと。

土生委員長（大野郡医師会長）

この部分ですね。はい。それは消します。はい。ちょっと待ってくださいね。確認します。はい。2ページ目の「地方公営企業法全部適用については」という下のところに「そのほかに、外部監査制度の導入および病院管理室の管理者の公募の意見があった。報告書には採択しなかったが、意見としては付記する」。この条項を省きます。平岡委員さん、もし悪いようでしたらよろしいですよ。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

よいでしょうか。

土生委員長（大野郡医師会長）

ええ。やはりもう健康まで害されてまで、もう本当に無理なら。私をはっきりいって、今日はきついです。私がか

ついついというものですから、相当な負担が掛かっていると思いますから、もし健康上の問題を起こされると私も責任を取れませんので、もし本当にあれでしたら遠慮なさらずに退席してください。それは廣瀬委員もご高齢ですので。どうぞ判断にお任せいたします。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

では、すみませんが、退席させていただきます。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。どうも長い時間、ありがとうございました。ほかはないですか。健康上。

廣瀬委員（大野郡老人クラブ連合会長）

では、すみません。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。読まれましたか。もう読み上げません。よろしいですか。はい。ではこの「委員会最終報告に至る経緯」はこれで一応。よろしいでしょうか。（「はい」「異議なし」等の声が聞こえる）はい。では最後に戻ります。付帯事項。今、まだ出来ていないですね。それから、あと、この条文の確認をしてください。

土生委員長（大野郡医師会長）

とりあえず5分、10分、休憩します。それで文章を最終確認します。

（休憩）

土生委員長（大野郡医師会長）

委員会を再開します。「本委員会は情報公開の原則にのっとり、会議・資料を公開する。地域医療確保の観点から、設置者・管理者・有識者・専門家等より」。これは民間団体をどけました。「等」をどけてもよいですけれども、これは「専門家より」。これは私のあれではないけれども「専門家」をどけますか。「等」を入れますか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、よいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

今「民間」をどけたのは何か意味があるのですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

先ほど、あいまいだという表現がありました。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「有識者・専門家」。皆、民間でなくてもよいわけですよね、これは。民間であってもよいし、民間でなくてもよいし。

土生委員長（大野郡医師会長）

うん。それはそうですね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

任せると。

土生委員長（大野郡医師会長）

任せるといことですね。民間団体入れますか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「民間」。できれば僕は入れてほしいです。「民間」。

土生委員長（大野郡医師会長）

入れます。はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

どこに入れるわけですか、「民間」は。

土生委員長（大野郡医師会長）

もう「有識者・専門家・民間団体より」。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「専門家・民間団体より」。「等」を消してね。

土生委員長（大野郡医師会長）

そう。「等」。「および地方自治法 174 条により委員会を設置する」。

藤島委員（大野郡医師会理事）

はい。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。入れてください。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「民間関連団体」。

土生委員長（大野郡医師会長）

「民間関連団体」ですね。民間団体というのは、やはりあまりに。「民間関連団体」ですね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「民間関連団体」。「より」「より」が2つ重なってもよいね。

生野委員（大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長））

はい。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。意見。

生野委員（大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長））

はい。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。生野委員。

生野委員（大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長））

その174条というか、そういうものは含まれているから、本当は「設置者・管理者・有識者・専門家等」は要らな

いのではないですかね。

土生委員長（大野郡医師会長）

いや。これは今、調べたのですよ。するとその専門委員は、174条の方では「学識経験を有するものの中から」となっているので、ちょっとやはり規定しないと、少しね。ちょっとそれです。もうちょっと幅の広いところを選んでよろしいですね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

では委員長、その有識者と専門家をどけて「設置者・管理者・民間団体より、地方自治法第174条により委員会を設置する」。「委員会を設置する」か「委員を設置する」ということか。「委員を選任する」か。

土生委員長（大野郡医師会長）

委員はあれですよ。民間専門団体」と入れるのであれば「関連団体」か「専門団体」、どちらでもよいですけども。「地域医療の観点から、設置者・管理者・学識経験者・民間関連団体」、または「民間専門団体」。「専門団体」というとちょっと。「関連団体」ですかね。よいですか。（「異議なし」等の声が聞こえる）

藤島委員（大野郡医師会理事）

「学識経験者・民間関連団体より」。

土生委員長（大野郡医師会長）

「より」。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「地方自治法」。

土生委員長（大野郡医師会長）

「地方自治法174条により委員会を設置する」。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それでよいのではないですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

よいですか。

野田委員（公立おがた総合病院長）

「設置者」というか「開設者」でしょう。「開設者」。

土生委員長（大野郡医師会長）

そうですね。「開設者」です。すみません。そうですね。その通りです。これは「開設者」。ごめんなさい。「開設者」です。

倉原事務局次長

「開設者・管理者・学識経験者」。

土生委員長（大野郡医師会長）

「民間関連団体より、地方自治法第174条により委員会を設置する」。

倉原事務局次長

開設者は地方公共団体。

土生委員長（大野郡医師会長）

地方公共団体。そうです。公営企業法だから。「開設者」は。そう。独立行政法人から変わってきた。もう一回訂正しますか。最後のところだけ。

藤島委員（大野郡医師会理事）

いいんじゃない、それで。

土生委員長（大野郡医師会長）

よいですか。最後のところですよ。「本委員会は情報公開の原則にのっとり、会議・資料を公開する。地域医療確保の観点から、開設者・管理者・学識経験者・民間関連団体より、地方自治法第174条により委員会を設置する」。それと、あと確認事項は第7項。「外部監査制度の導入および病院事業管理者の公募、ならびに新会計基準の導入を検討する」。それから、あと訂正箇所は。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「等」が入っているよ。

土生委員長（大野郡医師会長）

どこに。

藤島委員（大野郡医師会理事）

(6)。

土生委員長（大野郡医師会長）

どけるのなら「原則」だね。「原則、繰り上げ償還に活用する」と。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それも悪いと。

倉原事務局次長

原則は資本収支の不足を埋めて、なお余ったときに繰り上げ償還にということになります。

土生委員長（大野郡医師会長）

可能な限りでみたら。

藤島委員（大野郡医師会理事）

難しいんだ。

土生委員長（大野郡医師会長）

ですから、「損益勘定留保資金は、可能な限り繰り上げ償還に活用する」。どう。「可能な限り」。それで「等」を。

藤島委員（大野郡医師会理事）

「可能な限り」。「等」を消すわけ？

土生委員長（大野郡医師会長）

そう。「可能な限り、繰り上げ償還に活用する」。ひとつは、国が繰り上げ償還を認めるかどうかという問題があるので。それでよいですか。（「はい」「異議なし」等の声が聞こえる）はい。それからこれはもうあれですけども、こちらの「委員会最終報告に至る経緯」の中で「そのほかに、外部監査制度の導入および病院管理室の管理者の公募の意見があった。報告書には採択しなかったが、意見としては付記する」項を削除。よろしいでしょうか。あえて議決はしませんでした。一応この報告書に関して、全会一致ということでもよろしいでしょうか。（「はい」「異

議なし」等の声が聞こえる)はい。全会一致ですね。はい。確認致しました。

土生委員長（大野郡医師会長）

全員出席ですね。はい。いろいろな立場のあれはありましたが、この準備会も、委員会の開催、非常に過重な会議を断行致しまして、委員長としても非常に責任を感じておりますが、この会にきちんと出席してくださっていた委員の皆様、そしてまた傍聴していただいた方々には、心から感謝の念を申し上げたいと思います。本当に心底お疲れだと思いますから、よろしく。間違っても、明日病気で入院とかいうことにはならないようお願いいたします。どうも本当にありがとうございます。心からお礼を申し上げたいと思います。明日、答申に出ることになっております。

赤嶺事務局長

今日、まとめていただいたということで、会長がお礼のごあいさつをしたいということでお見えになっております。簡潔にごあいさつをよろしくお願いいたします。

芦刈会長

皆さん、こんばんは。（「こんばんは」との声が聞こえる）本日は本当に、土生委員長をはじめ委員の皆様方には長時間お疲れでございました。大野郡5町2村合併協議会の会長、芦刈でございます。私の方から一言、お礼を申し上げます。土生委員長をはじめ委員の皆様方には、去る3月17日の第1回の会議から10月6日まで、10回のご協議をいただき、また10月8日にはそのまとめをいただきまして、本日は最終報告のまとめをいただきまして、延べの時間に致しますと74時間以上に及ぶのではないだろうかというふうに思っておりますが、本当に長い時間、ご協議をいただきまして誠にありがとうございました。そのご努力に対しまして、土生委員長をはじめ委員の皆様方に、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。大野郡5町2村合併協議会と致しましては、平成17年の3月31日の合併を目指しまして、現在、努力を致しているところでございますが、なお一層努力をしまいにありますので、委員長をはじめ委員の皆様方の、これからのご支援、ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。最後になりましたが、皆様方のますますのご活躍をご祈念申し上げますとともに、これまでのご努力に対しまして、重ねて感謝と御礼を申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

赤嶺事務局長

はい。それでは最後になりましたが、閉会のごあいさつを三角副委員長の方からよろしく申し上げます。

三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））

今日は第12回ということで今日を迎えたわけですね。お聞きしたところによりますと、昭和30年に昭和の大合併があって、来年合併すれば、これは50年ぶりの、平成の大合併ということになるということで、こういった合併のひとつの専門委員会には、私、個人的には参加させていただいて、この大野郡の地区の方々の非常に情熱的な、活気にあふれたこの委員会に出席をさせていただきまして、大変いろいろと勉強になりました。本当に熱心な、忌憚（きたん）ないご議論の中で、今日のようなまとめができたということで、委員長先生の方からもありましたけれども、傍聴の皆様、それから委員の皆様、そして土生委員長先生には、大変ご苦労さまでした。副委員長として、十分手伝いできたかどうかは分かりませんが、どうもご苦労さまでした。これで終わりにしたいと思います。皆様、気を付けてお帰りください。ありがとうございました。（拍手）

委員長

議事録署名人

大野郡5町2村商工会代表(朝地町商工会長)

大野郡5町2村議長会代表(三重町議会議長)